

議案第 18 号 北海道入札監視委員会条例案

北海道入札監視委員会条例

(設置)

第1条 道が発注する建設工事及び建設工事に係る設計等の委託業務（次条第1項において「公共工事等」という。）並びに物品等の調達（同条においてこれらを「公共調達」という。）に係る入札及び契約の適正化を図るため、知事の附属機関として、北海道入札監視委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、知事の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 公共工事等に係る入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性の確保に関すること。
 - (2) 公共工事等に係る入札及び契約の過程についての苦情に関すること。
 - (3) 公共調達に係る談合の情報に関すること。
 - (4) 公共調達に係る入札及び契約の制度の適正化に関すること。
- 2 委員会は、公共調達に係る入札及び契約の適正化に関し、知事に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 委員会は、委員6人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 前号に掲げる者のほか、知事が適当と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員が互選する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を

代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員の除斥)

第6条 委員は、第2条第1項第1号から第3号までに掲げる事項であって自己、配偶者又は3親等以内の親族が利害関係を有する入札及び契約に係るものに関する調査審議に加わることができない。

(秘密保持義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員長への委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の日以後最初に任命される委員会の委員の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。

説 明

公共調達に係る入札及び契約の適正化を図るための知事の附属機関として、北海道入札監視委員会を設置することとするため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 19 号 北海道功労賞表彰候補者選考委員会条例案

北海道功労賞表彰候補者選考委員会条例

(設置)

第1条 北海道功労賞の表彰候補者を選考するため、知事の附属機関として、北海道功労賞表彰候補者選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、知事の諮問に応じ、北海道功労賞の表彰候補者の選考について調査審議するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集する。

2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(会長への委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日以後最初に任命される委員会の委員の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。

説 明

北海道功労賞の表彰候補者を選考するための知事の附属機関として、北海道功労賞表彰候補者選考委員会を設置することとするため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 20 号 行政不服審査法施行条例案

行政不服審査法施行条例

目次

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 2 章 提出書類等の交付手数料（第 3 条―第 6 条）

第 3 章 北海道行政不服審査会

第 1 節 組織及び運営（第 7 条―第 14 条）

第 2 節 審査会が行う提出資料の交付（第 15 条―第 18 条）

第 4 章 雑則（第 19 条・第 20 条）

第 5 章 罰則（第 21 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号。以下「法」という。）の規定に基づき、法第 38 条第 6 項の規定により読み替えて適用する同条第 4 項の手数料等並びに法第 81 条第 1 項の規定により道に設置された機関の組織及び運営並びに同条第 3 項において準用する法第 78 条第 1 項の規定による交付等に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

第 2 章 提出書類等の交付手数料

（手数料の額等）

第 3 条 法第 38 条第 6 項の規定により読み替えて適用する同条第 4 項の手数料（以下この条及び次条において「手数料」という。）の額は、用紙 1 枚につき 10 円（カラーで複写され、又は出力された用紙にあっては、20 円）とする。この場合において、両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を 1 枚として手数料の額を算定する。

2 手数料は、規則で定めるところにより、北海道収入証紙で納めなければならない

ない。

(手数料の減免)

第4条 審理員は、法第38条第1項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人（以下この条において「審査請求人等」という。）が経済的困難により手数料を納付する資力がないと認めるときは、同項の規定による交付の求め1件につき2,000円を限度として、法第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第5項の規定により、手数料を減額し、又は免除することができる。

2 手数料の減額又は免除を受けようとする審査請求人等は、法第38条第1項の規定による交付を求める際に、併せて当該減額又は免除を求める旨及びその理由を記載した書面を審理員に提出しなければならない。

3 前項の書面には、審査請求人等が生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を、それぞれ添付しなければならない。

(法第9条第3項に規定する場合の読替え)

第5条 法第9条第3項の規定の適用を受ける場合における前条第1項及び第2項の規定の適用については、これらの規定中「審理員」とあるのは「審査庁」と、「第38条第1項」とあるのは「第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第38条第1項」と、同条第1項中「第38条第6項」とあるのは「第9条第3項及び第38条第6項」とする。

(再審査請求の場合の手数料の額等)

第6条 第3条及び第4条の規定は、法第66条第1項において準用する法第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第4項の手数料について準用する。この場合において、第4条第1項及び第2項中「審理員」とあるのは「審理員又は委員会等である再審査庁」と、「第38条第1項」とあるのは「第66条第1項において読み替えて準用する法第38条第1項」と、同条第1項中「第38条第6項」とあるのは「第66条第1項において準用する法第38条第6項」と読み替えるものとする。

第3章 北海道行政不服審査会

第1節 組織及び運営

(名称)

第7条 法第81条第1項の規定により道に設置された機関の名称は、北海道行政不服審査会（以下この章において「審査会」という。）とし、審査会は、知事の附属機関とする。

(組織)

第8条 審査会は、委員6人以内で組織する。

- 2 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。
- 3 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 知事は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合には、その委員を罷免することができる。

(委員の服務)

第9条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

- 2 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

(会長)

第10条 審査会に会長を置く。

- 2 会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(専門委員)

第11条 審査会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるも

のとする。

4 第8条第5項及び第9条の規定は、専門委員について準用する。

(会議)

第12条 審査会の会議は、会長が招集する。

2 審査会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第13条 審査会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置く。

4 部会長は、当該部会に属する委員が互選する。

5 審査会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審査会の議決とすることができる。

6 前条の規定は、部会について準用する。

(会長への委任)

第14条 この節に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

第2節 審査会が行う提出資料の交付

(提出資料の交付の求め)

第15条 法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による交付の求めは、次に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならない。

- (1) 交付に係る法第81条第3項において準用する法第78条第1項に規定する主張書面若しくは資料（以下この節において「対象主張書面等」という。）又は交付に係る同項に規定する電磁的記録（以下この節において「対象電磁的記録」という。）を特定するに足りる事項
- (2) 対象主張書面等又は対象電磁的記録について求める交付の方法（次条各号に掲げる交付の方法をいう。）
- (3) 対象主張書面等又は対象電磁的記録について第18条に規定する送付による

交付を求める場合にあっては、その旨

(提出資料の交付の方法)

第16条 法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による交付は、次の各号のいずれかの方法によってする。

(1) 対象主張書面等の写しの交付にあっては、当該対象主張書面等を複写機により用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで複写したものの交付

(2) 対象電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付にあっては、当該事項を用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで出力したものの交付

(提出資料の交付を受ける場合の手数料の額等)

第17条 第3条及び第4条の規定は、法第81条第3項において読み替えて準用する法第78条第4項の手数料について準用する。この場合において、第4条第1項及び第2項中「審理員」とあるのは「北海道行政不服審査会」と、「第38条第1項」とあるのは「第81条第3項において準用する法第78条第1項」と、同条第1項中「第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第5項」とあるのは「第81条第3項において読み替えて準用する法第78条第5項」と読み替えるものとする。

(送付による提出資料の交付)

第18条 法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人は、法第81条第3項において読み替えて準用する法第78条第4項の手数料のほか送付に要する費用を納付して、対象主張書面等の写し又は対象電磁的記録に記録された事項を記載した書面の送付を求めることができる。この場合において、当該送付に要する費用は、審査庁が定める方法により納付しなければならない。

第4章 雑則

(法以外の法律による提出書類等の交付手数料に関する規定の準用)

第19条 第3条及び第4条の規定は、法以外の法律において法第38条第4項及び第5項の規定を準用する場合について準用する。

(規則への委任)

第20条 この条例（前章第1節を除く。）の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 罰則

第21条 第9条第1項（第11条第4項において準用する場合を含む。）の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

説 明

行政不服審査法の施行に鑑み、審理手続において提出された書面の写しの交付等の事務に係る手数料、北海道行政不服審査会の組織及び運営等に関し必要な事項を定めることとするため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 21 号 北海道知床世界自然遺産条例案

北海道知床世界自然遺産条例

目次

前文

第1章 総則（第1条－第7条）

第2章 基本的施策（第8条－第18条）

附則

知床は、北半球における流氷の南限とされており、流氷がもたらす恩恵を受けて多種多様な生物が生息し、及び生育している。シロザケ、カラフトマス等が海と川を往来し、これらを餌とするヒグマ、オオワシ等の大型哺乳類、絶滅のおそれのある猛禽類^{きん}や、シャチ等の海棲哺乳類^{せい}、ケイマフリ等の海鳥などの様々な動物が生息するほか、北方系と南方系の野生生物が混在している。

このように、海域と陸域の自然環境が密接に関連し合い、多様な生物とこれらの生物間の相互作用に支えられた豊かな生態系を形づくっていることが高く評価され、知床は、平成17年7月、世界自然遺産に登録された。

これまで知床の自然環境が守られてきた背景には、アイヌの人々が知床の自然と共生し、優れた自然環境を脈々と引き継いできた歴史や、地域の主導により知床を乱開発から守るための活動が展開されてきた経緯があることを忘れてはならない。また、自然公園法等の法令による規制や国、道、関係団体等による自主的な遵守事項の策定により、自然環境の保全と適正な利用との両立も図られてきたが、近年、登山道における植生の荒廃、人と野生動物とのあつれき、自然環境の保全と適正な利用を推進する担い手の不足などの課題に対応していくことが求められている。

知床世界自然遺産の世界的にも類いまれな価値を有する自然環境を人類共有の財産として、より良い形で将来の世代に引き継いでいくことは、私たちの責務であり、国、道、関係市町村、関係団体、道民、来訪者等がそれぞれの役割を認識し、一体となって取り組んでいく必要がある。

このような考え方に立って、知床世界自然遺産の保全及び適正な利用を推進し、知床世界自然遺産の自然環境がもたらす恩恵を現在と将来の世代が享受する

ことができるよう、道民の総意としてこの条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、知床世界自然遺産の保全及び適正な利用に関し、基本理念を定め、並びに道の責務並びに関係団体、道民等（道民及び来訪者をいう。以下同じ。）及び事業者の役割を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項を定めることにより、知床世界自然遺産の保全及び適正な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって人類共有の財産である知床世界自然遺産の将来の世代への継承を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「知床世界自然遺産」とは、世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第11条2の世界遺産一覧表に記載された知床の地域をいう。

2 この条例において「知床世界自然遺産の保全及び適正な利用」とは、知床世界自然遺産（これに隣接する地域であって、知床世界自然遺産と一体として保全しなければその生態系、生物の多様性その他の自然環境の保全に影響を及ぼすこととなるものを含む。第4条第1項、第6条第1項、第8条及び第15条第1項を除き、以下同じ。）の自然環境を保全すること及び知床世界自然遺産においてその自然環境の状態が維持される方法で観光旅行、余暇活動、事業活動その他の人為的な活動を行うことをいう。

3 この条例において「来訪者」とは、知床世界自然遺産を来訪する者をいう。

4 この条例において「関係団体」とは、知床世界自然遺産に関し、自然環境に係る調査研究、自然環境の保全に係る普及啓発その他の自然環境の保全に資する取組を実施し、又は支援する法人又は団体であって、道内に事務所又は事業所を有するものをいう。

(基本理念)

第3条 知床世界自然遺産の保全及び適正な利用は、次に掲げる事項を基本として推進されなければならない。

(1) 国、道、関係市町村及び関係団体の緊密な連携並びにこれらのものと道民等及び事業者との協働の下に行われること。

- (2) 生態系の状況等について定期的な調査研究が行われ、その結果を知床世界自然遺産の保全及び適正な利用を推進するための取組に順応的に反映させる方法により対応されること。
- (3) 陸域における取組と海域における取組とが統合的に行われること。
- (4) 原生的な自然環境が保存されている地域と人為的な活動が行われつつ自然環境の状態が維持されている地域との区分の下に行われること。
- (5) 世界自然遺産としての顕著な普遍的価値に対する道民等の理解の増進が図られること。
- (6) 知床世界自然遺産の自然環境を保全し及びその価値を向上させながら、エコツーリズム（エコツーリズム推進法（平成19年法律第105号）第2条第2項に規定するエコツーリズムをいう。第15条第2項において同じ。）が推進されること。
- (7) 知床世界自然遺産の保全及び適正な利用を推進する担い手の継続的な確保及び育成が図られること。
- (8) 知床世界自然遺産以外の地域における自然環境の保全及び適正な利用に関する取組の模範となるよう、知床世界自然遺産の保全及び適正な利用に関する先進的な取組の推進が図られること。
- (9) 知床世界自然遺産以外の地域において自然環境の保全及び適正な利用の推進に取り組んでいるもの並びに知床世界自然遺産の自然環境の保全に影響を及ぼす可能性のある地域の関係者との広域的な協力の下に取組が行われること。

（道の責務）

第4条 道は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国と共に知床世界自然遺産を管理する責任を有する者として、知床世界自然遺産の保全及び適正な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進しなければならない。

- 2 道は、知床世界自然遺産の保全及び適正な利用に関する施策の推進に当たっては、国、関係市町村及び関係団体と緊密に連携するとともに、道民等及び事業者との協働に努めなければならない。
- 3 道は、道民等及び事業者の知床世界自然遺産の保全及び適正な利用のための

取組を促進するよう努めなければならない。

- 4 道は、知床世界自然遺産の保全及び適正な利用に関する施策の推進に当たっては、国、道、関係市町村、関係団体、学識経験を有する者等で構成される会議において合意された事項を尊重するものとする。

(関係団体の役割)

第5条 関係団体は、基本理念にのっとり、知床世界自然遺産の保全及び適正な利用に関する取組を推進するよう努めるものとする。

- 2 関係団体は、前項の取組の推進に当たっては、国、道及び関係市町村と緊密に連携するとともに、道民等及び事業者との協働に努めるものとする。

(道民等の役割)

第6条 道民等は、基本理念にのっとり、知床世界自然遺産の世界自然遺産としての顕著な普遍的価値並びに知床世界自然遺産の保全及び適正な利用に対する理解を深めるものとする。

- 2 知床世界自然遺産の区域内の住民は、基本理念にのっとり、日常生活において知床世界自然遺産の自然環境に及ぼす影響を回避し、又は低減するよう努めるとともに、知床世界自然遺産の保全及び適正な利用のための取組を自ら行うよう努めるものとする。

- 3 来訪者は、基本理念にのっとり、自らの行動が知床世界自然遺産の自然環境の保全に影響を及ぼさないよう十分配慮するとともに、国、道、関係市町村及び関係団体が知床世界自然遺産の保全及び適正な利用を推進するために定めた来訪者の遵守すべき事項を遵守するものとする。

- 4 道民等は、基本理念にのっとり、国、道、関係市町村及び関係団体が実施する知床世界自然遺産の保全及び適正な利用に関する施策及び取組に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、相互の協力の下に、知床世界自然遺産の自然環境に配慮した事業活動を行うよう努めるものとする。

- 2 知床世界自然遺産の区域内の事業者は、基本理念にのっとり、知床世界自然遺産の保全及び適正な利用のための取組を自ら行うよう努めるものとする。

- 3 事業者は、基本理念にのっとり、国、道、関係市町村及び関係団体が実施す

る知床世界自然遺産の保全及び適正な利用に関する施策及び取組に協力するよう努めるものとする。

第2章 基本的施策

(知床世界自然遺産地域管理計画等に基づく施策の推進)

第8条 道は、知床世界自然遺産地域管理計画（国及び道が共同して定めた知床世界自然遺産の管理に関する計画（変更があったときは、その変更後のもの）をいう。）その他道が国、関係市町村等と共同して定める知床世界自然遺産の保全及び適正な利用に関する計画及び方針に基づき、知床世界自然遺産の保全及び適正な利用に関する施策を推進するものとする。

(施策の立案等における配慮等)

第9条 道は、知床世界自然遺産に関係する施策及び事業の立案及び実施に当たっては、知床世界自然遺産の自然環境の保全への影響について十分配慮するものとする。

2 道は、定期的に、知床世界自然遺産における自然環境、人為的な活動等の状況を勘案し、知床世界自然遺産に関係する施策及び事業の状況について検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国、関係市町村等の意見等の反映)

第10条 道は、知床世界自然遺産の保全及び適正な利用に関する施策に、国、関係市町村、関係団体、道民及び事業者の意見及び提案を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

(関係者間の意見の調整)

第11条 道は、知床世界自然遺産の保全及び適正な利用が図られるよう、自然環境の保全を図るための取組を行う者、自然環境を利用して事業活動を行う者等の関係者間の意見を調整するよう努めるものとする。

(体制の整備)

第12条 道は、国、関係市町村及び関係団体と連携して知床世界自然遺産の保全及び適正な利用に関する施策を推進するために必要な体制を整備するものとする。

(関係市町村等に対する支援)

第13条 道は、知床世界自然遺産の保全及び適正な利用に関し、関係市町村及び

関係団体が実施する施策及び取組を支援するため、情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

(調査等の推進)

第14条 道は、知床世界自然遺産の保全及び適正な利用に関する施策を適切に推進するため、知床世界自然遺産の保全及び適正な利用に関し、調査を定期的に行うとともに、科学的知見等の集積及び共有を図るものとする。

(道民等の理解の増進等)

第15条 道は、知床世界自然遺産の世界自然遺産としての顕著な普遍的価値並びに知床世界自然遺産の保全及び適正な利用に対する道民等の理解の増進を図るため、情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

2 道は、国内外からの知床世界自然遺産への来訪を促進してエコツーリズムの推進を図るため、情報の提供、知床世界自然遺産の自然との触れ合いの場及び機会の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

3 道は、知床世界自然遺産の保全及び適正な利用に関する道民等及び事業者の取組の促進を図るため、知床世界自然遺産において遵守されるべき事項の策定その他必要な措置を講ずるものとする。

(担い手の確保及び育成)

第16条 道は、知床世界自然遺産の保全及び適正な利用を推進する担い手の確保及び育成のために必要な措置を講ずるものとする。

(関係法令等に基づく措置)

第17条 道は、知床世界自然遺産の保全及び適正な利用を図るため、この条例に基づく施策のほか、漁業法（昭和24年法律第267号）、森林法（昭和26年法律第249号）その他関係法令に基づく措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 道は、知床世界自然遺産の保全及び適正な利用を図るため必要があると認めるときは、主務大臣に対し、自然公園法（昭和32年法律第161号）その他関係法令に基づく措置その他の必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

(財政上の措置)

第18条 道は、知床世界自然遺産の保全及び適正な利用に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

説 明

人類共有の財産である知床世界自然遺産の将来の世代への継承を図るよう、その保全及び適正な利用に関し、基本理念を定め、道の責務及び関係団体等の役割を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項を定めることにより、知床世界自然遺産の保全及び適正な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとするため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 22 号 北海道病院事業推進委員会条例案

北海道病院事業推進委員会条例

(設置)

第1条 道が経営する病院事業（次条において「病院事業」という。）の推進を図るため、知事の附属機関として、北海道病院事業推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 病院事業の経営状況に係る点検及び評価を行うこと。
- (2) 病院事業の経営の改善に関する指導及び助言を行うこと。
- (3) 知事の諮問に応じ、病院事業の経営に関する重要事項を調査審議すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

- 2 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

(委員及び特別委員)

第4条 委員及び特別委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- (1) 医療に関する知見を有する者
 - (2) 企業の経営に関する知見を有する者
 - (3) 前2号に掲げる者のほか、知事が適当と認める者
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3 委員は、再任されることができる。
 - 4 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員が互選する。

- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員及び議事に関係のある特別委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある特別委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(専門部会)

第7条 委員会は、必要に応じ、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、委員会から付託された事項について調査審議するものとする。
- 3 専門部会に部会長を置き、委員長が指名する委員がこれに当たる。
- 4 専門部会に属すべき委員及び特別委員は、委員長が指名する。

(委員長への委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日以後最初に任命される委員会の委員の任期は、第4条第2項の規定にかかわらず、平成29年7月23日までとする。

説 明

道立病院事業の経営状況に係る点検及び評価等を行うための知事の附属機関として、北海道病院事業推進委員会を設置することとするため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 23 号 北海道エキノコックス症対策協議会条例案

北海道エキノコックス症対策協議会条例

(設置)

第1条 北海道におけるエキノコックス症対策（エキノコックス症の予防並びにエキノコックス症の患者の発見及び治療のための対策をいう。次条第1項において同じ。）の推進を図るため、知事の附属機関として、北海道エキノコックス症対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 協議会は、知事の諮問に応じ、エキノコックス症対策に関する重要事項を調査審議する。

2 協議会は、前項に規定する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 協議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

(委員及び特別委員)

第4条 委員及び特別委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 関係行政機関の職員

(3) 前2号に掲げる者のほか、知事が適当と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門部会)

第7条 協議会は、必要に応じ、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、協議会から付託された事項について調査審議するものとする。

3 専門部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。

4 専門部会に属すべき委員及び特別委員は、会長が指名する。

(会長への委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

説 明

北海道におけるエキノコックス症対策の推進を図るための知事の附属機関として、北海道エキノコックス症対策協議会を設置することとするため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 24 号 北海道調理師試験委員会条例案

北海道調理師試験委員会条例

(設置)

第1条 調理師法（昭和33年法律第147号）第3条の2第1項の規定に基づく調理師試験を適正に実施するため、知事の附属機関として、北海道調理師試験委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 調理師試験の問題を作成すること。
- (2) 調理師試験の合否の判定を行うこと。
- (3) 知事の諮問に応じ、調理師試験に関する事項を調査審議すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員9人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- (1) 調理、栄養又は衛生に関し学識経験を有する者
- (2) 調理、栄養又は衛生に関し専門的な知識を有する道の職員

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員が互選する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(秘密保持義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員長への委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

説 明

調理師試験を適正に実施するための知事の附属機関として、北海道調理師試験委員会を設置することとするため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 25 号 北海道クリーニング師試験委員会条例案

北海道クリーニング師試験委員会条例

(設置)

第1条 クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条第1項の規定に基づくクリーニング師試験を適正に実施するため、知事の附属機関として、北海道クリーニング師試験委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) クリーニング師試験の問題を作成すること。
- (2) クリーニング師試験の合否の判定を行うこと。
- (3) 知事の諮問に応じ、クリーニング師試験に関する事項を調査審議すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- (1) クリーニング師の免許を受けた後、15年以上実務に従事した経験を有する者
- (2) 衛生法規又は公衆衛生に関し専門的な知識を有する道の職員

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員が互選する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(秘密保持義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員長への委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

説 明

クリーニング師試験を適正に実施するための知事の附属機関として、北海道クリーニング師試験委員会を設置することとするため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 26 号 北海道製菓衛生師試験委員会条例案

北海道製菓衛生師試験委員会条例

(設置)

第1条 製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）第4条第1項の規定に基づく製菓衛生師試験を適正に実施するため、知事の附属機関として、北海道製菓衛生師試験委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 製菓衛生師試験の問題を作成すること。
- (2) 製菓衛生師試験の合否の判定を行うこと。
- (3) 知事の諮問に応じ、製菓衛生師試験に関する事項を調査審議すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- (1) 製菓又は衛生に関し学識経験を有する者
- (2) 製菓又は衛生に関し専門的な知識を有する道の職員

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員が互選する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(秘密保持義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員長への委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

説 明

製菓衛生師試験を適正に実施するための知事の附属機関として、北海道製菓衛生師試験委員会を設置することとするため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 27 号 北海道小規模企業振興条例案

北海道小規模企業振興条例

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条－第 10 条）

第 2 章 小規模企業の振興に関する基本的施策（第 11 条－第 19 条）

附則

道内の企業数の約 9 割を占める小規模企業は、地域の経済及び雇用を支える重要な担い手であり、地域経済の健全な発展と地域社会の安定に必要な不可欠な存在である。

しかしながら、本道においては、全国を上回るスピードで少子高齢化が進行していることにより、生産活動及び消費活動の両面での深刻な影響が懸念され、さらに、小規模企業においては、需要の減退による競争の激化や後継者の不在などにより、その取り巻く環境は極めて厳しい状況にある。

こうした状況の下では、小規模企業者のみならず、国、道、市町村、小規模企業関係団体などの全ての関係者が危機感を共有し、経済社会情勢の変化に的確に対応しながら、一体となって地域の小規模企業の持続的な発展を図っていくことが先人たちから継承してきた私たちのふるさとを将来に引き継いでいく上で極めて重要である。

このような考え方に立って、小規模企業の振興を通じ、地域経済の活性化及び安心して暮らし続けることができる地域社会の実現に寄与するため、道民の総意としてこの条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、小規模企業の振興に関し、基本理念を定め、並びに道の責務並びに小規模企業者、小規模企業関係団体、金融機関、大学等及び小規模企業者以外の事業者（その事業に関し小規模企業者と関係がある事業者に限る。第 3 条第 2 項及び第 9 条において同じ。）の役割等を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項を定めることにより、小規模企業の振興に関する施

策を総合的に推進し、もって地域経済の活性化及び地域社会の持続的な発展に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 小規模企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第5項に規定する小規模企業者であつて、道内に事業所を有するものをいう。
- (2) 小規模企業関係団体 商工会、商工会議所その他の小規模企業者の支援に関係する団体をいう。
- (3) 大学等 大学及び高等専門学校その他試験研究機関をいう。

(基本理念)

第3条 小規模企業の振興は、小規模企業が地域の経済及び雇用を支える担い手であり、地域社会において重要な役割を担っていることに鑑み、その事業の持続的な発展が図られるよう、小規模企業の経営環境及び経営実態その他地域の実情に応じて総合的に推進されなければならない。

- 2 小規模企業の振興は、国、道、市町村、小規模企業者、小規模企業関係団体、金融機関、大学等及び小規模企業者以外の事業者の適切な役割分担の下に、一体的に推進されなければならない。
- 3 小規模企業の振興に当たっては、小規模企業者がその経営資源（設備、技術、個人の有する知識及び技能その他の事業活動に活用される資源をいう。第11条第1号において同じ。）を有効に活用し、その活力の向上が図られ、円滑かつ着実な事業の運営が確保されるよう考慮されなければならない。
- 4 小規模企業の振興に当たっては、個別の小規模企業の経営の規模及び形態を踏まえ、その主体性が十分に発揮されるよう配慮されなければならない。

(道の責務)

第4条 道は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、小規模企業の振興に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 道は、前項の施策の推進に当たっては、国、市町村、小規模企業者、小規模企業関係団体、金融機関及び大学等と緊密な連携を図るものとする。

3 道は、小規模企業が地域経済の活性化及び道民生活の向上に貢献し、並びに地域社会において重要な役割を担っていることについて、道民の理解を深めるよう努めなければならない。

(小規模企業者の努力)

第5条 小規模企業者は、基本理念にのっとり、その事業の持続的な発展を図るため、円滑かつ着実な事業の運営に努めるとともに、その事業活動を通じて地域の振興に資するよう努めるものとする。

2 小規模企業者は、その事業の持続的な発展に関し、地域における他の小規模企業者、小規模企業関係団体、金融機関及び大学等と連携するよう努めるものとする。

(小規模企業関係団体の役割)

第6条 小規模企業関係団体は、基本理念にのっとり、小規模企業の経営の改善及び向上に資するよう小規模企業を積極的に支援するとともに、その支援に当たっては、他の小規模企業関係団体及び金融機関等と相互に連携するよう努めるものとする。

2 小規模企業関係団体は、国、道、市町村等が行う小規模企業の振興に向けた取組に参画するよう努めるものとする。

(金融機関の役割)

第7条 金融機関は、基本理念にのっとり、小規模企業への円滑な資金の供給及び小規模企業の経営の支援を行うとともに、小規模企業に対する支援及び協力を通じ、地域経済の活性化に努めるものとする。

(大学等の役割)

第8条 大学等は、基本理念にのっとり、小規模企業者が行う新商品及び新技術の開発その他の事業活動に関して必要な助言、研究成果の普及等を行うよう努めるものとする。

(小規模企業者以外の事業者の役割)

第9条 小規模企業者以外の事業者は、基本理念にのっとり、地域の経済及び雇用を支える担い手である小規模企業の果たす役割の重要性について理解を深めるとともに、小規模企業の事業機会の創出その他小規模企業者に対する必要な協力を行うよう努めるものとする。

2 小規模企業者以外の事業者は、道が実施する小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市町村との連携等)

第10条 道は、小規模企業の振興を図る上で市町村が果たす役割の重要性に鑑み、市町村が行う地域の実情に応じた小規模企業の振興に関する取組に対して連携協力するとともに、小規模企業の振興に関して必要があると認めるときは、市町村に対し必要な協力を要請するものとする。

第2章 小規模企業の振興に関する基本的施策

(施策の基本方針)

第11条 道は、次に掲げる基本方針に基づき、小規模企業の振興に関する施策を総合的に推進するものとする。

- (1) 小規模企業の経営体質の強化（経営資源、人材及び財務の状況を向上させることをいう。次条及び第16条において同じ。）を図ること。
- (2) 小規模企業の事業の承継の円滑化を図ること。
- (3) 小規模企業に係る創業及び新たな事業分野への進出（第14条及び第16条において「創業等」という。）の促進を図ること。

(経営体質の強化)

第12条 道は、小規模企業の経営体質の強化を図るため、小規模企業関係団体による経営指導の促進、小規模企業の事業活動に有用な知識、技能等に係る研修の充実、小規模企業の事業活動を担う人材の育成、道外からの人材の誘致その他の必要な措置を講ずるものとする。

(事業の承継の円滑化)

第13条 道は、小規模企業の事業の承継の円滑化を図るため、経営者の意識の醸成、後継者の育成等に係る研修の充実、事業の承継に関する情報の提供、事業の承継を支援する人材の育成、専門家による相談体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(創業等の促進)

第14条 道は、小規模企業に係る創業等の促進を図るため、創業等の準備の段階からその創業等に係る事業の健全な発展の段階までの各段階に応じた研修の充実及び情報の提供、起業家等による創業等のための相談体制の整備その他の必

要な措置を講ずるものとする。

(地域における支援体制の整備)

第15条 道は、各地域における小規模企業を支援する体制の整備を図るため、小規模企業者と小規模企業関係団体、金融機関及び大学等との連携の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 道は、小規模企業を支援する体制の整備に当たっては、事業の承継等に係る小規模企業の秘密が保持されるよう配慮しなければならない。

(円滑な資金の供給)

第16条 道は、小規模企業の経営体質の強化及び事業の承継の円滑化並びに小規模企業に係る創業等の促進を図るため、金融機関等と連携し、小規模企業者、小規模企業の事業の譲渡を受けようとする者及び小規模企業に係る創業を行おうとする者に対する資金が円滑に供給されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(小規模企業振興方策)

第17条 道は、小規模企業の振興を図るための具体的な方策（以下この条において「小規模企業振興方策」という。）を策定するものとする。

2 道は、小規模企業振興方策を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

3 前項の規定は、小規模企業振興方策を変更した場合について準用する。

(財政上の措置)

第18条 道は、小規模企業の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(顕彰)

第19条 道は、小規模企業の振興に関して顕著な功績があったものに対し顕彰を行うものとする。

附 則

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

2 知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

説 明

本道の地域経済の活性化及び地域社会の持続的な発展に資するよう、小規模企業の振興に関し、基本理念を定め、道の責務及び関係者の役割等を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項を定めることにより、小規模企業の振興に関する施策を総合的に推進することとするため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 28 号 北海道河川審議会条例案

北海道河川審議会条例

(設置)

第1条 河川法（昭和39年法律第167号。次条において「法」という。）第86条第1項の規定により、知事の附属機関として、北海道河川審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 知事の諮問に応じ、法第5条第1項に規定する二級河川その他の知事が管理する河川に関する重要事項を調査審議すること。
- (2) 法第16条第4項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員12人以内で組織する。

- 2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

(委員及び特別委員)

第4条 委員及び特別委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理

する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある特別委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある特別委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(会長への委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

説 明

河川法に基づき、知事の附属機関として、北海道河川審議会を設置することとするため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 29 号 北海道建築設計者選定審査委員会条例案

北海道建築設計者選定審査委員会条例

(設置)

第1条 プロポーザル方式（最も優れた技術提案書（建築物に係る設計の業務の実施方針及び手法並びに建築物に係る設計に関する技術又は工夫についての提案が記載された書類をいう。）を提出した者を建築設計者（道から建築物に係る設計の業務の委託を受ける者をいう。以下同じ。）の候補者として特定する方式をいう。以下同じ。）又は設計競技方式（最も優れた建築物の設計案を提出した者を建築設計者の候補者として特定する方式をいう。次条第1号において同じ。）による建築設計者の選定のための審査を行うため、知事の附属機関として、北海道建築設計者選定審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) プロポーザル方式又は設計競技方式により建築設計者の候補者を特定すること。
- (2) 前号の規定による特定を行うための基準及び方法を定めること。
- (3) 知事の諮問に応じ、建築設計者の選定のための審査に関する重要事項を調査審議すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

(委員及び特別委員)

第4条 委員及び特別委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 建築に関し専門的な知識を有する道の職員
- (3) 前2号に掲げる者のほか、知事が適当と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員が互選する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員及び議事に関係のある特別委員の2分の1以上が出席し、かつ、第4条第1項第1号に掲げる者から任命された委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある特別委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員長への委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
(議会庁舎の建築設計者の選定に係る特例)
- 2 第1条に定めるもののほか、議会庁舎（北海道議会の活動のために必要な建築物及びこれに附属する施設をいう。以下同じ。）に係る設計の業務についてプロポーザル方式による建築設計者の選定のための審査を行うため、この条例の施行の日から当該議会庁舎に係る設計の業務の委託に関する契約が締結される日までの間、知事の附属機関として、議会庁舎建築設計者選定審査委員会を置く。
- 3 第2条（第3号に係る部分を除く。）及び第3条から第7条まで（第4条第

2項ただし書及び第3項を除く。)の規定は、議会庁舎建築設計者選定審査委員会について準用する。この場合において、第4条第2項本文中「2年」とあるのは、「附則第3項において準用する前項の規定による任命の日から議会庁舎（北海道議会の活動のために必要な建築物及びこれに附属する施設をいう。）に係る設計の業務の委託に関する契約が締結される日まで」と読み替えるものとする。

- 4 議会庁舎建築設計者選定審査委員会において建築設計者の選定のための審査を行う場合には、議会庁舎については、第2条の規定にかかわらず、委員会は、建築設計者の選定のための審査を行わない。

説 明

プロポーザル方式又は設計競技方式による建築設計業務の受託者の選定を行うための知事の附属機関として、北海道建築設計者選定審査委員会を設置することとするため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 30 号 北海道特定調達契約苦情検討委員会条例案

北海道特定調達契約苦情検討委員会条例

(設置)

第1条 道が締結する特定調達契約（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約をいう。次条第1号において同じ。）に関する苦情について検討を行うため、知事の附属機関として、北海道特定調達契約苦情検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 特定調達契約に関して申し立てられた苦情について検討を行うこと。
- (2) 前号の検討の結果に基づき、報告書又は提案書を作成すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

- 2 委員は、地方公共団体が行う入札及び契約に関して優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員が互選する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(秘密保持義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員長への委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

説 明

特定調達契約に関する苦情について検討を行うための知事の附属機関として、北海道特定調達契約苦情検討委員会を設置することとするため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 31 号 北海道教育推進会議条例案

北海道教育推進会議条例

(設置)

第1条 北海道における教育の振興に関する施策の推進を図るため、教育委員会の附属機関として、北海道教育推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 推進会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条第1項の点検及び評価について調査審議すること。
- (2) 知事又は教育委員会の諮問に応じ、教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項に規定する教育の振興のための施策に関する基本的な計画の策定又は変更について調査審議すること。

2 推進会議は、教育の振興に関する施策の推進に関し、教育委員会に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 推進会議は、委員15人以内で組織する。

2 推進会議に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

(委員及び特別委員)

第4条 委員及び特別委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 教育に関する職務に従事する者
- (3) 児童又は生徒の保護者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任され

るものとする。

(会長及び副会長)

第5条 推進会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議の会議は、会長が招集する。

- 2 推進会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門部会)

第7条 推進会議は、必要に応じ、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、推進会議から付託された事項について調査審議するものとする。
- 3 専門部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。
- 4 専門部会に属すべき委員及び特別委員は、会長が指名する。

(会長への委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日以後最初に任命される推進会議の委員の任期は、第4条第2項の規定にかかわらず、平成29年11月30日までとする。

説 明

北海道における教育の振興に関する施策の推進を図るための教育委員会の附属機関として、北海道教育推進会議を設置することとするため、この条例を制

定しようとするものである。

議案第 32 号 北海道教育支援委員会条例案

北海道教育支援委員会条例

(設置)

第1条 障害のある児童及び生徒に適切な教育を受けさせるための支援（次条において「教育支援」という。）を行うため、教育委員会の附属機関として、北海道教育支援委員会（以下「支援委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 支援委員会は、教育委員会の諮問に応じ、教育支援に関する重要事項を調査審議する。

2 支援委員会は、教育支援に関し、教育委員会に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 支援委員会は、委員11人以内で組織する。

2 支援委員会に、特別の事項を調査させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

(委員及び特別委員)

第4条 委員及び特別委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

(1) 医師

(2) 学識経験を有する者

(3) 教育に関する職務に従事する者

(4) 児童又は生徒の保護者及び教職員で構成される団体の役職員

(5) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設の職員（同項に規定する児童福祉施設の長を含む。）

(6) 関係行政機関の職員

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 特別委員は、当該特別の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 支援委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、支援委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 支援委員会の会議は、会長が招集する。

- 2 支援委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(会長への委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、支援委員会の運営に関し必要な事項は、会長が支援委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

説 明

障害のある児童及び生徒に適切な教育を受けさせるための支援を行うための教育委員会の附属機関として、北海道教育支援委員会を設置することとするため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 33 号 北海道立道民活動センター条例の一部を改正する 条例案

北海道立道民活動センター条例の一部を改正する条例

北海道立道民活動センター条例（平成3年北海道条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表1の事項を次のように改める。

1 ホール、会議室、研修室等を利用する場合（2及び3の表の場合を除く。）

区 分	利用料金の上限額			
	午 前	午 後	夜 間	1 日
ホール	97,000円	97,000円	129,600円	307,800円
リハーサル室	6,200円	6,200円	8,100円	16,900円
展示ホール				40,900円
会議室	19,000円	19,000円	22,900円	55,400円
研修室	16,900円	16,900円	20,500円	45,500円

別表4の事項中「41,600円」を「49,900円」に改め、同表5の事項中「460円」を「690円」に、「230円」を「350円」に、「870円」を「1,220円」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

説 明

道立道民活動センターの利用料金の上限額を改定することとするため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 34 号 北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手続等
に関する条例及び北海道特別職職員報酬等審議会
条例の一部を改正する条例案

北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例及び北海道
特別職職員報酬等審議会条例の一部を改正する条例

(北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部改正)

第1条 北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成16
年北海道条例第89号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 指定管理者の指定の手続等（第2条—第12条）

第3章 指定管理者候補者選定委員会（第13条—第20条）

第4章 雑則（第21条）

附則

第1章 総則

第1条の次に次の章名を付する。

第2章 指定管理者の指定の手続等

第5条の見出し中「学識経験者」を「指定管理者候補者選定委員会」に改
め、同条中「学識経験を有する者」を「第13条の規定により置かれた指定管理
者候補者選定委員会」に改める。

第13条の見出しを「(知事等への委任)」に改め、同条中「条例」の次に「(前
章を除く。)」を加え、同条を第21条とする。

第12条の次に次の1章及び章名を加える。

第3章 指定管理者候補者選定委員会
(設置)

第13条 第5条の規定によりその権限に属させられた事項の調査審議を行うた
め、一の施設について、知事の所管する施設にあっては知事の附属機関、教
育委員会の所管する施設にあっては教育委員会の附属機関として、一の指定

管理者候補者選定委員会（次条第1項を除き、以下この章において「委員会」という。）を置く。この場合において、北海道営住宅条例（平成9年北海道条例第11号）第2条第6号に規定する道営住宅等（次条第2項において「道営住宅等」という。）は、一の施設とみなす。

- 2 前項の規定にかかわらず、2以上の施設が隣接し又は近接し、かつ、これらの施設が一体的に管理されることにより効率的な管理が図られると認められる場合には、第5条の規定によりその権限に属させられた事項の調査審議を行うため、当該2以上の施設について、知事又は教育委員会の附属機関として、一の委員会を置く。

（名称）

第14条 指定管理者候補者選定委員会の名称は、「指定管理者候補者選定委員会」の前に当該施設の名称を冠するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、前条第1項の規定により道営住宅等について置かれる委員会の名称は、道営住宅指定管理者候補者選定委員会とする。

（組織）

第15条 委員会は、委員5人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験を有する者その他知事又は教育委員会が適当と認める者のうちから、知事の附属機関にあっては知事が、教育委員会の附属機関にあっては教育委員会が任命する。

- 3 委員の任期は、前項の規定による任命の日から第6条の規定による指定の日までとする。

（委員長及び副委員長）

第16条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員が互選する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第17条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができ

ない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員の除斥)

第18条 委員は、自己、配偶者又は3親等以内の親族が利害関係を有する申請者に関する調査審議に加わることができない。

(秘密保持義務)

第19条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員長への委任)

第20条 この章に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

第4章 雑則

(北海道特別職職員報酬等審議会条例の一部改正)

第2条 北海道特別職職員報酬等審議会条例（昭和40年北海道条例第50号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

北海道特別職報酬等審議会条例

第1条中「の議員報酬」を「の議員報酬等」に、「及び副知事の給料（以下「議員報酬等」と総称する。）について審議する」を「、副知事、北海道教育委員会教育長及び北海道特別職職員の給与等に関する条例（昭和31年北海道条例第64号）第1条第1号から第11号までに掲げる特別職の職員の給料及び報酬等の公正を確保する」に、「北海道特別職職員報酬等審議会」を「北海道特別職報酬等審議会」に改める。

第2条を次のように改める。

(所掌事項)

第2条 審議会は、知事の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 議会の議員の議員報酬及び期末手当に関すること。
- (2) 知事、副知事及び北海道教育委員会教育長の給料並びに期末手当及び退職手当に関すること。

(3) 北海道特別職職員の給与等に関する条例第1条第3号及び第7号に掲げる特別職の職員のうち常勤の委員の給料及び期末手当に関すること。

(4) 北海道特別職職員の給与等に関する条例第1条第1号から第11号までに掲げる特別職の職員のうち非常勤の委員の報酬に関すること。

第3条第1項中「以内をもって」を「以内で」に改め、同条第2項中「道の区域内の公共的団体等の代表者その他住民」を「学識経験を有する者その他知事が適当と認める者」に、「必要のつど、知事が委嘱する」を「知事が任命する」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第3条に次の1項を加える。

4 委員は、再任されることができる。

第4条の見出し並びに同条第1項及び第2項中「会長」の次に「及び副会長」を加え、同条第4項中「会長に」を「副会長は、会長を補佐し、会長に」に改め、「あらかじめ会長の指名する委員が」を削る。

第5条第1項中「審議会」の次に「の会議」を加え、同条第2項中「過半数」を「2分の1以上」に改める。

第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

(部会)

第6条 審議会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

2 部会は、審議会から付託された事項について調査審議するものとする。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。

4 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

説 明

公の施設に係る指定管理者の候補者を選定するための知事又は教育委員会の附属機関として指定管理者候補者選定委員会を設置するとともに、北海道特別

職職員報酬等審議会の所掌事項に教育委員会の教育長及び行政委員会の委員の給料等について調査審議することを加える等の措置を講ずることとするため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 35 号 地方公務員法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例案

地方公務員法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(北海道職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 北海道職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第75号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条第 1 項中「第24条第 6 項」を「第24条第 5 項」に、「ことを目的」を「もの」に改め、同条第 2 項を削る。

(北海道職員等の退職手当に関する条例の一部改正)

第 2 条 北海道職員等の退職手当に関する条例（昭和28年北海道条例第149号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「第24条第 6 項」を「第24条第 5 項」に、「ことを目的」を「もの」に改める。

(北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第 3 条 北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成10年北海道条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「第24条第 6 項」を「第24条第 5 項」に、「ことを目的」を「もの」に改める。

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第 4 条 次に掲げる条例の規定中「第24条第 6 項」を「第24条第 5 項」に改める。

(1) 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成12年北海道条例第121号）第 1 条

(2) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年北海道条例第67号）第 1 条

(北海道人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第 5 条 北海道人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年北海道条

例第6号)の一部を次のように改正する。

第2条中第9号を第11号とし、第8号を第10号とし、同条第7号中「及び勤務成績の評定」を削り、同号を同条第9号とし、同条中第6号を第7号とし、同号の次に次の1号を加える。

(8) 職員の退職管理の状況

第2条中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 職員の人事評価（法第6条第1項に規定する人事評価をいう。）の状況（北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第6条 北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成10年北海道条例第21号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に、「ことを目的」を「もの」に改める。

(北海道学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第7条 北海道学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第78号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条第1項中「第24条第6項」を「第24条第5項」に、「ことを目的」を「もの」に改め、同条第2項を削る。

(市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第8条 市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第79号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条第1項中「ことを目的」を「もの」に改め、同条第2項を削る。

(北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部改正)

第9条 北海道地方警察職員の給与に関する条例（昭和29年北海道条例第34号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条第1項中「条例は」の次に「、地方公務員法第24条第5項の規定に基づき」を加え、「ことを目的」を「もの」に改め、同条第2項を削る。

附 則

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第5条の規定による改正後の北海道人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第2条の規定は、平成28年度以後の年度分の報告について適用し、平成27年度分の報告については、なお従前の例による。

説 明

地方公務員法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、規定の整備を行うため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 36 号 北海道知事等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例案

北海道知事等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

(北海道知事等の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 北海道知事等の給与等に関する条例(昭和22年北海道条例第9号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

15 知事等の給料月額は、平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に限り、第3条第1項の規定にかかわらず、同項に定める額に次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同項に定める額とする。

(1) 知事 100分の75

(2) 副知事 100分の80

(北海道特別職職員の給与等に関する条例の一部改正)

第2条 北海道特別職職員の給与等に関する条例(昭和31年北海道条例第64号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

19 常勤の委員の給料月額は、平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に限り、別表第1の規定にかかわらず、同表に定める額に100分の90を乗じて得た額とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同表に定める額とする。

(北海道公営企業管理者の給与等に関する条例の一部改正)

第3条 北海道公営企業管理者の給与等に関する条例(昭和42年北海道条例第6号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

16 管理者の給料月額は、平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に限り、第2条の規定にかかわらず、同条に定める額に100分の90を乗じて得た額とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同条に定める額とする。

(北海道教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第4条 北海道教育委員会教育長の給与等に関する条例(昭和32年北海道条例第89号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

19 教育長の給料月額、平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に限り、第3条第1項の規定にかかわらず、同項に定める額に100分の85を乗じて得た額とする。ただし、期末手当及び退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同項に定める額とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(北海道知事等の退職手当に関する条例の一部改正)

2 北海道知事等の退職手当に関する条例(昭和62年北海道条例第20号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

8 知事等が平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に退職した場合における退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、北海道知事等の給与等に関する条例附則第15項、北海道特別職職員の給与等に関する条例附則第19項及び北海道公営企業管理者の給与等に関する条例附則第16項の規定の適用がないものとした場合の額とする。

説 明

厳しい財政状況に鑑み、知事、副知事、常勤の監査委員、公営企業管理者及び教育長等の給料を減額することとするため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 37 号 北海道職員等の分限に関する条例の一部を改正する条例案

北海道職員等の分限に関する条例の一部を改正する条例

北海道職員等の分限に関する条例（昭和27年北海道条例第60号）の一部を次のように改正する。

第1条の2の次に次の3条を加える。

（降給の種類）

第1条の3 降給の種類は、降格（職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。次条及び第2条の2において同じ。）及び降号（職員の意に反して、当該職員の号俸を同一の職務の級の下位の号俸に変更することをいう。第1条の5及び第2条の2第6項において同じ。）とする。

（降給の事由）

第1条の4 任命権者は、職員が降任された場合又は次の各号のいずれかに該当する場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降格するものとする。

(1) 職員が次に掲げる場合のいずれかに該当する場合（職員が降任された場合を除く。）

ア 職員の人事評価（法第6条第1項に規定する人事評価をいう。次条において同じ。）又は勤務の状況を示す事実を照らして勤務実績がよくないと認められる場合であって、当該職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することが困難であると認められる場合

イ 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかなる場合

ウ その職務の級に分類されている職務を遂行することについて適格性を判断するに足りると認められる事実に基づき、当該適格性を欠くと認められる場合（ア及びイに掲げる場合を除く。）

(2) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により職員の属する職務の級の職の数の不足が生じた場合

第1条の5 任命権者は、職員の人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして勤務実績がよくないと認められる場合であって、当該職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められる場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降号するものとする。

第2条第1項中「降任」を「降任し、」に、「勤務成績を評定するに足ると認められる客観的事実に基づき、勤務実績の不良なことが明らかなる場合」を「指導その他の任命権者が定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績がよくない状態が改善されない場合」に改め、同条第2項中「降任」を「降任し、」に、「又は」を「又は」に、「場合においては」を「場合には」に改め、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「降任又は」を「降任し、又は」に改め、「免職するかは、」の次に「職員の勤務成績、勤務年数その他の事実に基づき、公正に判断して」を加え、同項を同条第5項とし、同条第3項中「降任」を「降任し、」に改め、「場合は」の次に「指導その他の任命権者が定める措置を行ったにもかかわらず、当該適格性を欠く状態がなお改善されない場合であって」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の診断を受けるよう命ぜられた職員は、これに従わなければならない。

第2条の次に次の1条を加える。

(降給の手續)

第2条の2 任命権者が第1条の4第1号アに該当するものとして職員を降格する場合は、指導その他の任命権者が定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績がよくない状態が改善されない場合であって、当該職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することが困難であると認められる場合に限るものとする。

2 任命権者が第1条の4第1号イに該当するものとして職員を降格する場合には、医師2名を指定してあらかじめ診断を行わせなければならない。

3 前項の診断を受けるよう命ぜられた職員は、これに従わなければならない。

4 任命権者が第1条の4第1号ウに該当するものとして職員を降格する場合は、指導その他の任命権者が定める措置を行ったにもかかわらず、当該適格性を欠く状態がなお改善されない場合に限るものとする。

- 5 第1条の4（第2号に係る部分に限る。）の規定により職員を降格する場合において、職員のうちいずれを降格するかは、職員の勤務成績、勤務年数その他の事実に基づき、公正に判断して任命権者が定めるものとする。
- 6 任命権者が第1条の5の規定により職員を降号する場合は、指導その他の任命権者が定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績がよくない状態が改善されない場合に限るものとする。
- 7 前条第6項及び第7項の規定は、降給の処分について準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは、「第2条の2第7項において準用する前項」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

説 明

地方公務員法の改正に鑑み、北海道職員等の降給の処分についてその要件及び手続を定めることとし、併せて規定の整備を行うため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 38 号 北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案

北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(北海道職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 北海道職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第75号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「ものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、人事委員会規則で定める」を削り、同条に次の1項を加える。

4 前項の規定による分類の基準となるべき職務の内容は、別表第5のとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務で人事委員会規則で定めるものは、それぞれ人事委員会規則で定める職務の級に分類されるものとする。

第5条第1項中「前条第3項」を「前条第4項」に改め、「人事委員会規則で定める」を削る。

第19条の4第1項中「対し、」の次に「その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び」を加え、「その者の勤務成績」を「勤務の状況」に改める。

第20条第5項中「別表第5」を「別表第6」に改める。

附則に次の2項を加える。

45 次の各号に掲げる職員の給料月額は、平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に限り、第4条及び第5条（第2項、第3項、第5項、第6項及び第10項にあっては、育児休業条例第15条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）並びに附則第29項の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額に、当該各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、手当の額及び第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料月額、第8条に規定する給料の調整額に係る給料月額並びに附則第29項の規定により給与から減ずる額及び附則第32項に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料月額は、第4条及び第5条の規定により定めら

れる額とする。

- (1) 規則で定める管理職員及び当該管理職員との権衡上必要があると認められるものとして任命権者が別に定める職員 100分の93
- (2) 前号の規則で定める管理職員以外の管理職員及び当該管理職員との権衡上必要があると認められるものとして任命権者が別に定める職員 100分の97

46 管理職手当の月額は、平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に限り、第17条の2第2項の規定にかかわらず、同項の規定により定められる額に100分の90（規則で定める管理職員にあっては、100分の92）を乗じて得た額とする。ただし、地域手当の月額の算出の基礎となる管理職手当の月額は、同項の規定により定められる額とする。

別表第5を別表第6とし、別表第4の次に次の1表を加える。

別表第5（第4条関係）

ア 行政職給料表等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	定型的な業務を行う職務
2級	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
3級	主任の職務
4級	1 主査又は係長の職務 2 専門主任の職務
5級	特に困難な業務を処理する主査又は係長の職務
6級	1 本庁の主幹の職務 2 総合振興局又は振興局の課長又は主幹の職務 3 教育庁の主幹の職務 4 委員会等の事務局の主幹の職務 5 労働委員会の事務局の主幹の職務
7級	1 本庁の課長の職務 2 総合振興局又は振興局の部長の職務 3 教育庁の課長の職務

	<ul style="list-style-type: none"> 4 委員会等の事務局の課長の職務 5 労働委員会の事務局の課長の職務
8級	<ul style="list-style-type: none"> 1 本庁の局長又は特に困難な業務を処理する本庁の課長の職務 2 総合振興局又は振興局の副局長の職務 3 教育庁の局長又は特に困難な業務を処理する教育庁の課長の職務 4 委員会等の事務局の次長又は特に困難な業務を処理する委員会等の事務局の課長の職務 5 特に困難な業務を処理する労働委員会の事務局の課長の職務
9級	<ul style="list-style-type: none"> 1 本庁の部に置かれる次長又は特に困難な業務を処理する本庁の局長の職務 2 総合振興局又は振興局の長の職務 3 特に困難な業務を処理する教育庁の局長の職務 4 特に困難な業務を処理する委員会等の事務局の次長の職務 5 労働委員会の事務局の長の職務
10級	<ul style="list-style-type: none"> 1 本庁の部長又は会計管理者の職務 2 教育庁の部長の職務 3 委員会等の事務局の長の職務

備考(1) この表において「本庁」とは、北海道部設置条例（昭和27年北海道条例第91号）の規定により置かれた部（部の長の所管に属する出先機関を除く。）及び出納局をいう。オの医療職給料表(2)等級別基準職務表及びカの医療職給料表(3)等級別基準職務表において同じ。

(2) この表において「総合振興局又は振興局」とは、北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例（平成20年北海道条例第78号）第1条に規定する総合振興局及び振興局をいい、総合振興局又は振興局の長の所管に属する出先機関及び地方機関を除く。オの医療職給料表(2)等級別基準職務表及びカの医療職給料表(3)等級別基準職務表において同じ。

(3) この表において「教育庁」とは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第17条第1項の規定により置かれた事務局をいう。

(4) この表において「委員会等の事務局」とは、地方自治法（昭和22年法律第67

号) 第138条第1項及び第200条第1項並びに法第12条第1項の規定により置かれた事務局をいう。

イ 海事職給料表等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	定型的な業務を行う船員の職務
2級	相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う船員の職務
3級	二等航海士、二等機関士又は二等船舶通信士の職務
4級	一等航海士、一等機関士又は通信長の職務
5級	船長又は機関長の職務

ウ 研究職給料表等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	上級の研究員の指揮監督の下に補助的研究を行う研究補助員の職務
2級	1 相当高度の知識経験に基づき困難な研究を独立して、又は指導して行う研究員の職務 2 相当高度の知識経験に基づき独立して、又は上級の研究員の概括的な指導の下に研究を行う研究員の職務
3級	1 北海道博物館の学芸主査の職務 2 衛生研究所の主査の職務 3 高度の知識経験に基づき困難な研究を独立して行う研究員の職務
4級	1 北海道博物館の学芸主幹の職務 2 衛生研究所の主幹の職務
5級	1 北海道博物館の学芸副館長又は学芸部長の職務 2 衛生研究所の長又は部長の職務

備考(1) この表において「北海道博物館」とは、北海道立総合博物館条例（平成26年北海道条例第91号）第3条の規定により置かれた北海道博物館をいう。

(2) この表において「衛生研究所」とは、北海道立衛生研究所条例（昭和24年北海道条例第56号）第1条の規定により設置された北海道立衛生研究所をいう。

エ 医療職給料表(1)等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	医療業務を行う職務
2 級	相当高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う職務
3 級	1 道立病院の副院長又は医長の職務 2 主任技師の職務
4 級	1 道立病院の長の職務 2 技監又は医療参事の職務

備考 この表において「道立病院」とは、北海道病院事業条例第2条に規定する施設をいう。オの医療職給料表(2)等級別基準職務表及びカの医療職給料表(3)等級別基準職務表において同じ。

オ 医療職給料表(2)等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	1 診療放射線技師の職務 2 臨床検査技師又は衛生検査技師の職務 3 栄養士の職務 4 理学療法士又は作業療法士の職務 5 歯科衛生士、歯科技工士、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（以下この表において「歯科衛生士等」という。）の職務
2 級	1 獣医師の職務 2 薬剤師の職務 3 特に困難な業務を行う診療放射線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、栄養士、理学療法士、作業療法士又は歯科衛生士等の職務
3 級	専門員の職務
4 級	特に困難な業務を処理する専門員の職務
5 級	1 主査、係長又は科長の職務 2 指導専門員の職務
6 級	1 本庁の主幹の職務 2 総合振興局又は振興局の課長の職務

	3 道立病院の薬局長の職務 4 家畜保健衛生所の次長又は課長の職務
7 級	家畜保健衛生所の長又は特に困難な業務を処理する家畜保健衛生所の次長の職務
8 級	1 本庁の課長の職務 2 特に困難な業務を処理する家畜保健衛生所の長の職務

備考 この表において「家畜保健衛生所」とは、北海道家畜保健衛生所条例（昭和25年北海道条例第92号）第1条に規定する家畜保健衛生所をいう。

カ 医療職給料表(3)等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	准看護師の職務
2 級	1 看護師の職務 2 保健師又は助産師の職務 3 特に困難な業務を行う准看護師の職務
3 級	1 主任看護師、主任保健師、主任助産師又は主任准看護師（以下この表において「主任看護師等」という。）の職務 2 特に困難な業務を行う看護師、保健師又は助産師の職務
4 級	特に困難な業務を処理する主任看護師等の職務
5 級	1 道立病院の看護師長の職務 2 主査、係長又は科長の職務 3 指導主任看護師、指導主任保健師、指導主任助産師又は指導主任准看護師の職務
6 級	1 本庁の主幹の職務 2 総合振興局又は振興局の課長の職務
7 級	1 本庁の参事の職務 2 道立病院の看護部長の職務

（北海道職員等の育児休業等に関する条例の一部改正）

第2条 北海道職員等の育児休業等に関する条例（平成4年北海道条例第3号）

の一部を次のように改正する。

第17条の表第5条第3項の項中欄中「決定する」を「とする」に改め、同項右欄中「決定するもの」を削り、「次項において」を「以下」に改め、同項の次に次のように加える。

第5条第4項	とする	とし、その者の給料月額は、その者の受ける号俸に応じた額に算出率を乗じて得た額とする
--------	-----	---

第17条の表第5条第4項の項中「第5条第4項」を「第5条第5項」に改める。

第18条の表第7条第2項の項中欄中「決定する」を「とする」に改め、同項右欄中「決定するもの」を削る。

附則第8項の前の見出しを削り、同項に見出しとして「(短時間勤務職員の給料月額の特例)」を付し、同項中「短時間勤務職員」の次に「であって次の各号に掲げるもの」を加え、「平成24年4月1日から平成28年3月31日」を「平成28年4月1日から平成30年3月31日」に、「附則第12項」を「附則第10項」に、「附則第15項」を「附則第13項」に、「附則第18項」を「附則第16項」に、「次の表の職員の区分及び期間の区分に応じ同表に掲げる」を「当該各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める」に改め、同項の表を削り、同項に次の各号を加える。

- (1) 道職員給与条例附則第45項第1号、学校職員給与条例附則第42項第1号
(市町村立学校職員給与条例第2条第2項において準用する場合を含む。)及び警察職員給与条例附則第43項第1号に掲げる職員 100分の93
- (2) 道職員給与条例附則第45項第2号、学校職員給与条例附則第42項第2号
(市町村立学校職員給与条例第2条第2項において準用する場合を含む。)及び警察職員給与条例附則第43項第2号に掲げる職員 100分の97

附則中第9項及び第10項を削り、第11項を第9項とし、第12項から第19項までを2項ずつ繰り上げる。

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成12年北海道条例第121号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項を次のように改める。

- 3 第1号任期付研究員の号俸は、その者の知識経験等の度、その者が従事する研究業務の困難及び重要な度等に応じて、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める号俸に決定するものとする。
- (1) 高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき困難な研究を独立して行う研究員の職務に従事する場合 1号俸
 - (2) 高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究を独立して行う研究員の職務に従事する場合 2号俸
 - (3) 特に高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究を独立して行う研究員の職務又はその知識経験等に基づき研究について相当の範囲にわたり調整、指導等を行う職務に従事する場合 3号俸
 - (4) 特に高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究で重要なものを独立して行う研究員の職務又はその知識経験等に基づき重要な研究について相当の範囲にわたり調整、指導等を行う職務に従事する場合 4号俸
 - (5) 極めて高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究で重要なものを独立して行う研究員の職務又はその知識経験等に基づき重要な研究について広範囲にわたり統括、調整等を行う職務に従事する場合 5号俸
 - (6) 極めて高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において極めて優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究で特に重要なものを独立して行う研究員の職務又はその知識経験等に基づき特に重要な研究について広範囲にわたり統括、調整等を行う職務に従事する場合 6号俸

第5条第6項中「第3項」の次に「又は第4項」を加え、「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「前項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 第2号任期付研究員の号俸は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める号俸に決定するものとする。

(1) 博士課程修了直後の者の有する程度の専門的な知識経験を有する者が当該知識経験に基づき研究を独立して行う研究員の職務に従事する場合 1号俸

(2) 博士課程修了後、特別研究員制度（特別の法律により設立された法人等によって運営され、主として博士課程を修了した優れた研究者に国立試験研究機関等において研究する機会を提供することを内容とする制度をいう。）等により数年にわたり研究に従事したことがある者の有する程度の専門的な知識経験を有する者が当該知識経験に基づき研究を独立して行う研究員の職務に従事する場合 2号俸

(3) 博士課程修了後、相当の期間にわたり研究に従事したことがある者の有する程度の専門的な知識経験を有する者が当該知識経験に基づき困難な研究を独立して行う研究員の職務に従事する場合 3号俸

（一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第4条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年北海道条例第67号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項を次のように改める。

2 特定任期付職員の号俸は、その者の専門的な知識経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要な度に応じて、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める号俸に決定するものとする。

(1) 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事する場合 1号俸

(2) 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務に従事する場合 2号俸

(3) 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難

な業務に従事する場合 3号俸

(4) 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合 4号俸

(5) 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合 5号俸

(6) 極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合 6号俸

(7) 極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で特に重要なものに従事する場合 7号俸

附則に次の1項を加える。

18 第3条任期付職員又は任期付短時間勤務職員であって、次の各号に掲げるものの給料月額、平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に限り、第8条（第1項にあっては、育児休業条例第18条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定にかかわらず、第8条の規定により定められる額、当該各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、道職員給与条例の規定に基づく手当の額及び道職員給与条例第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料月額並びに道職員給与条例第8条に規定する給料の調整額に係る給料月額、学校職員給与条例の規定（市町村立学校職員給与条例第2条第2項において準用する場合を含む。）に基づく手当の額及び学校職員給与条例第18条（市町村立学校職員給与条例第2条第2項において準用する場合を含む。）に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料月額並びに学校職員給与条例第9条（市町村立学校職員給与条例第2条第2項において準用する場合を含む。）に規定する給料の調整額に係る給料月額並びに警察職員給与条例の規定に基づく手当の額及び警察職員給与条例第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料月額並びに警察職員給与条例第9条に規定する給料の調整額に係る給料月額は、第8条の規定により定められる額とする。

(1) 道職員給与条例附則第45項第1号、学校職員給与条例附則第42項第1号（市町村立学校職員給与条例第2条第2項において準用する場合を含む。）

及び警察職員給与条例附則第43項第1号に掲げる職員 100分の93

(2) 道職員給与条例附則第45項第2号、学校職員給与条例附則第42項第2号
(市町村立学校職員給与条例第2条第2項において準用する場合を含む。)

及び警察職員給与条例附則第43項第2号に掲げる職員 100分の97

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則別表（アの行政職給料表等級別基準職務表の専門主任、オの医療職給料表(2)等級別基準職務表の指導専門員並びにカの医療職給料表(3)等級別基準職務表の指導主任看護師、指導主任保健師、指導主任助産師及び指導主任准看護師に係る部分に限る。）の規定 平成29年4月1日

(2) 附則第3項から第5項までの規定 平成31年4月1日

(行政職給料表等級別基準職務表等に関する経過措置)

2 この条例の施行の日から平成31年3月31日までの間における職務の級の分類の基準となるべき職務の内容は、第1条の規定による改正後の北海道職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）第4条第4項の規定にかかわらず、附則別表のとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務で人事委員会規則で定めるものは、それぞれ人事委員会規則で定める職務の級に分類されるものとする。

(職務の級に関する経過措置)

3 平成31年4月1日（以下「新基準適用日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、新基準適用日においてその者が属する職務の級が新基準適用日の前日において属していた職務の級（以下この項において「旧級」という。）より下位の職務の級となるものは、新基準適用日後最初に旧級又は旧級より上位の職務の級に分類される職務を行うこととなる日の前日までの間、改正後の給与条例第4条第4項の規定にかかわらず、旧級に属するものとする。ただし、新基準適用日以後に北海道職員等の分限に関する条例（昭和27年北海道条例第60号。以下「分限条例」という。）第1条の4の規定により降格された職員その他の任命権者により職務の級を同一の給料表の下位

の職務の級に変更された職員については、当該変更の日以後においては、この限りでない。

- 4 新基準適用日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、新基準適用日以後において給料表の適用を異にする異動（以下この項において「給料表異動」という。）をした職員で、当該給料表異動後の職務の級が新基準適用日の前日に給料表異動をしたものとした場合に属することとなる職務の級（以下この項において「給料表異動みなし級」という。）より下位の職務の級となるもの（新基準適用日から給料表異動の日の前日までの間に前項ただし書に規定する職員に該当することとなった者を除く。）は、給料表異動の日後最初に給料表異動みなし級又は給料表異動みなし級より上位の職務の級に分類される職務を行うこととなる日の前日までの間、改正後の給与条例第4条第4項の規定にかかわらず、給料表異動みなし級に属するものとする。ただし、給料表異動の日以後に分限条例第1条の4の規定により降格された職員その他の任命権者により職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更された職員については、当該変更の日以後においては、この限りでない。
- 5 新基準適用日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員のうち、次に掲げる者から公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第1項の規定による採用その他任命権者の定める採用により引き続いて職員となった者で、新たに給料表の適用を受けることとなった日（以下この項において「給料表適用日」という。）においてその者が属する職務の級が新基準適用日の前日に新たに給料表の適用を受けたものとした場合に属することとなる職務の級（以下この項において「特定採用みなし級」という。）より下位の職務の級となるもの（新基準適用日から給料表適用日の前日までの間に附則第3項ただし書に規定する職員に準ずる給与上の取扱いを受けた者を除く。）は、給料表適用日後最初に特定採用みなし級又は特定採用みなし級より上位の職務の級に分類される職務を行うこととなる日の前日までの間、改正後の給与条例第4条第4項の規定にかかわらず、特定採用みなし級に属するものとする。ただし、給料表適用日以後に分限条例第1条の4の規定により降格された職員その他の任命権者により職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更された職員については、当該変更の日以後においては、

この限りでない。

- (1) 給料表の適用を受けない職員
 - (2) 職員以外の地方公務員
 - (3) 国家公務員
 - (4) 沖縄振興開発金融公庫に勤務する者
 - (5) 前各号に掲げる者以外の者で、法令の規定に基づき道にその業務が移管される機関に勤務するもの
 - (6) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じたことにより退職した者であって当該退職の日から1年を経過しないもの
 - (7) 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第10条第2項に規定する退職派遣者
 - (8) 前各号に掲げる者に準ずる者として規則で定める者
(規則への委任)
- 6 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

- 7 北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年北海道条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則第8項中「第37項（給与条例附則第41項及び第43項の規定により読み替えて適用する場合を含む。附則第11項において同じ。）」を「第45項」に改め、「若しくは第9項（任期付研究員条例附則第10項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、「、第15項若しくは第16項（これらの規定を任期付職員条例附則第17項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を「若しくは第18項」に改める。

附則第11項中「附則第37項の」を「附則第45項の」に、「附則第37項本文」を「附則第45項本文」に改める。

附則第12項中「第5条第5項及び附則第9項」を「第5条第6項」に、「同条第5項中「給料月額」とあるのは」を「同項中「給料月額」とあるのは、」に改め、「。以下「平成27年改正条例」という。」、「。以下「平成18年改正条例」という。」及び「、任期付研究員条例附則第9項本文中「給料月額」とあ

るのは「給料月額（平成27年改正条例附則第4項の規定による給料を支給される職員にあっては、給料月額と同項の規定による給料の額との合計額）及び平成18年改正条例附則第8項の規定による給料の額」と、「第6項」とあるのは「第6項、平成18年改正条例附則第8項並びに平成27年改正条例附則第4項」と、同項ただし書中「給料月額」とあるのは「給料の月額」と、「第6項」とあるのは「第6項、平成18年改正条例附則第8項並びに平成27年改正条例附則第4項」と」を削る。

附則第13項中「並びに附則第15項及び第16項」を「及び附則第18項」に改め、「、任期付職員条例附則第15項本文中「給料月額」とあるのは「給料月額（平成27年改正条例附則第4項の規定による給料を支給される職員にあっては、給料月額と同項の規定による給料の額との合計額）及び平成18年改正条例附則第8項の規定による給料の額」と、「第5項」とあるのは「第5項、平成18年改正条例附則第8項並びに平成27年改正条例附則第4項」と、同項ただし書中「給料月額」とあるのは「給料の月額」と、「第5項」とあるのは「第5項、平成18年改正条例附則第8項並びに平成27年改正条例附則第4項」と」を削り、「附則第16項本文」を「附則第18項本文」に改める。

8 北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成27年北海道条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「若しくは第37項」を「、第37項若しくは第45項」に、「若しくは第16項」を「、第16項若しくは第18項」に改める。

附則第7項中「附則第37項の」を「附則第45項の」に、「附則第37項本文」を「附則第45項本文」に改める。

附則第8項中「第5条第5項及び附則第9項」を「第5条第6項」に、「同条第5項」を「同項」に、「給料月額と」を「、給料月額と」に改め、「。以下「平成27年改正条例」という。」及び「、任期付研究員条例附則第9項本文中「給料月額」とあるのは「給料月額及び平成27年改正条例附則第4項の規定による給料の額」と、「第6項」とあるのは「第6項並びに平成27年改正条例附則第4項」と、同項ただし書中「給料月額」とあるのは「給料の月額」と、「第6項」とあるのは「第6項並びに平成27年改正条例附則第4項」と」を削る。

附則第9項中「並びに附則第15項及び第16項」を「及び附則第18項」に改め、「、任期付職員条例附則第15項本文中「給料月額」とあるのは「給料月額及び平成27年改正条例附則第4項の規定による給料の額」と、「第5項」とあるのは「第5項並びに平成27年改正条例附則第4項」と、同項ただし書中「給料月額」とあるのは「給料の月額」と、「第5項」とあるのは「第5項並びに平成27年改正条例附則第4項」と」を削り、「附則第16項本文」を「附則第18項本文」に改める。

(北海道職員等の退職手当に関する条例の一部改正)

9 北海道職員等の退職手当に関する条例（昭和28年北海道条例第149号）の一部を次のように改正する。

附則第35項中「附則第37項（同条例附則第41項及び第43項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を「附則第45項」に、「、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例附則第9項（同条例附則第10項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに一般職の任期付職員の採用等に関する条例附則第15項及び第16項（これらの規定を同条例附則第17項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を「及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例附則第18項」に改める。

附則別表（附則第2項関係）

ア 行政職給料表等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	定型的な業務を行う職務
2級	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
3級	主任の職務
4級	1 主査又は係長の職務 2 専門主任又は特に困難な業務を処理する主任の職務
5級	1 本庁の主幹の職務 2 総合振興局又は振興局の課長又は主幹の職務 3 教育庁の主幹の職務 4 委員会等の事務局の主幹の職務

	<ul style="list-style-type: none"> 5 労働委員会の事務局の主幹の職務 6 特に困難な業務を処理する主査又は係長の職務
6級	<ul style="list-style-type: none"> 1 困難な業務を処理する本庁の主幹の職務 2 困難な業務を処理する総合振興局又は振興局の課長又は主幹の職務 3 困難な業務を処理する教育庁の主幹の職務 4 困難な業務を処理する委員会等の事務局の主幹の職務 5 困難な業務を処理する労働委員会の事務局の主幹の職務
7級	<ul style="list-style-type: none"> 1 本庁の課長の職務 2 総合振興局又は振興局の部長の職務 3 教育庁の課長の職務 4 委員会等の事務局の課長の職務 5 労働委員会の事務局の課長の職務
8級	<ul style="list-style-type: none"> 1 本庁の部に置かれる次長（以下この表において「部次長」という。） 若しくは局長又は困難な業務を処理する本庁の課長の職務 2 総合振興局若しくは振興局の副局長又は困難な業務を処理する総合振興局若しくは振興局の部長の職務 3 教育庁の局長又は困難な業務を処理する教育庁の課長の職務 4 委員会等の事務局の次長又は困難な業務を処理する委員会等の事務局の課長の職務 5 困難な業務を処理する労働委員会の事務局の課長の職務
9級	<ul style="list-style-type: none"> 1 困難な業務を処理する本庁の部次長又は局長の職務 2 総合振興局若しくは振興局の長又は困難な業務を処理する総合振興局若しくは振興局の副局長の職務 3 困難な業務を処理する教育庁の局長の職務 4 困難な業務を処理する委員会等の事務局の次長の職務 5 労働委員会の事務局の長の職務
10級	<ul style="list-style-type: none"> 1 本庁の部長又は会計管理者の職務 2 教育庁の部長の職務 3 委員会等の事務局の長の職務

備考(1) この表において「本庁」とは、北海道部設置条例（昭和27年北海道条例第91号）の規定により置かれた部（部の長の所管に属する出先機関を除く。）及び出納局をいう。オの医療職給料表(2)等級別基準職務表及びカの医療職給料表(3)等級別基準職務表において同じ。

(2) この表において「総合振興局又は（若しくは）振興局」とは、北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例（平成20年北海道条例第78号）第1条に規定する総合振興局及び振興局をいい、総合振興局又は振興局の長の所管に属する出先機関及び地方機関を除く。オの医療職給料表(2)等級別基準職務表及びカの医療職給料表(3)等級別基準職務表において同じ。

(3) この表において「教育庁」とは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第17条第1項の規定により置かれた事務局をいう。

(4) この表において「委員会等の事務局」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条第1項及び第200条第1項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第12条第1項の規定により置かれた事務局をいう。

イ 海事職給料表等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	定型的な業務を行う船員の職務
2級	相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う船員の職務
3級	1 一等航海士、一等機関士又は通信長（以下この表において「一等航海士等」という。）の職務 2 二等航海士、二等機関士又は二等船舶通信士の職務
4級	1 船長又は機関長の職務 2 困難な業務を処理する一等航海士等の職務
5級	困難な業務を処理する船長又は機関長の職務

ウ 研究職給料表等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	上級の研究員の指揮監督の下に補助的研究を行う研究補助員の職務
2級	1 相当高度の知識経験に基づき困難な研究を独立して、又は指導して行

	う研究員の職務 2 相当高度の知識経験に基づき独立して、又は上級の研究員の概括的な指導の下に研究を行う研究員の職務
3 級	1 北海道博物館の学芸主査の職務 2 衛生研究所の主査の職務 3 高度の知識経験に基づき困難な研究を独立して行う研究員の職務
4 級	1 北海道博物館の学芸部長若しくは学芸主幹又は特に困難な業務を処理する北海道博物館の学芸主査の職務 2 衛生研究所の部長若しくは主幹又は特に困難な業務を処理する衛生研究所の主査の職務
5 級	1 北海道博物館の学芸副館長又は困難な業務を処理する北海道博物館の学芸部長の職務 2 衛生研究所の長又は困難な業務を処理する衛生研究所の部長の職務

備考(1) この表において「北海道博物館」とは、北海道立総合博物館条例（平成26年北海道条例第91号）第3条の規定により置かれた北海道博物館をいう。

(2) この表において「衛生研究所」とは、北海道立衛生研究所条例（昭和24年北海道条例第56号）第1条の規定により設置された北海道立衛生研究所をいう。

エ 医療職給料表(1)等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	医療業務を行う職務
2 級	1 道立病院の医長の職務 2 主任技師の職務 3 相当高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う職務
3 級	1 道立病院の副院長又は困難な業務を処理する道立病院の医長の職務 2 医療参事又は困難な業務を処理する主任技師の職務
4 級	1 道立病院の長の職務 2 技監又は困難な業務を処理する医療参事の職務

備考 この表において「道立病院」とは、北海道病院事業条例（昭和42年北海道条例第

45号) 第2条に規定する施設をいう。オの医療職給料表(2)等級別基準職務表及びカの医療職給料表(3)等級別基準職務表において同じ。

オ 医療職給料表(2)等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	1 診療放射線技師の職務 2 臨床検査技師又は衛生検査技師の職務 3 栄養士の職務 4 理学療法士又は作業療法士の職務 5 歯科衛生士、歯科技工士、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（以下この表において「歯科衛生士等」という。）の職務
2 級	1 獣医師の職務 2 薬剤師の職務 3 特に困難な業務を行う診療放射線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、栄養士、理学療法士、作業療法士又は歯科衛生士等の職務
3 級	専門員の職務
4 級	特に困難な業務を処理する専門員の職務
5 級	1 総合振興局又は振興局の課長の職務 2 道立病院の薬局長の職務 3 家畜保健衛生所の課長の職務 4 主査、係長又は科長の職務 5 指導専門員又は極めて困難な業務を処理する専門員の職務
6 級	1 本庁の主幹の職務 2 困難な業務を処理する総合振興局又は振興局の課長の職務 3 困難な業務を処理する道立病院の薬局長の職務 4 家畜保健衛生所の次長又は困難な業務を処理する家畜保健衛生所の課長の職務 5 特に困難な業務を処理する主査、係長又は科長の職務
7 級	家畜保健衛生所の長又は特に困難な業務を処理する家畜保健衛生所の次長の職務

8級	<ul style="list-style-type: none"> 1 本庁の課長の職務 2 特に困難な業務を処理する家畜保健衛生所の長の職務
----	--

備考 この表において「家畜保健衛生所」とは、北海道家畜保健衛生所条例（昭和25年北海道条例第92号）第1条に規定する家畜保健衛生所をいう。

カ 医療職給料表(3)等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	准看護師の職務
2級	<ul style="list-style-type: none"> 1 看護師の職務 2 保健師又は助産師の職務 3 特に困難な業務を行う准看護師の職務
3級	<ul style="list-style-type: none"> 1 主任看護師、主任保健師、主任助産師又は主任准看護師（以下この表において「主任看護師等」という。）の職務 2 特に困難な業務を行う看護師、保健師又は助産師の職務
4級	<ul style="list-style-type: none"> 1 主査、係長又は科長の職務 2 特に困難な業務を処理する主任看護師等の職務
5級	<ul style="list-style-type: none"> 1 本庁の主幹の職務 2 総合振興局又は振興局の課長の職務 3 道立病院の看護師長の職務 4 特に困難な業務を処理する主査、係長又は科長の職務 5 指導主任看護師、指導主任保健師、指導主任助産師若しくは指導主任准看護師又は極めて困難な業務を処理する主任看護師等の職務
6級	<ul style="list-style-type: none"> 1 本庁の参事又は困難な業務を処理する本庁の主幹の職務 2 困難な業務を処理する総合振興局又は振興局の課長の職務 3 道立病院の看護部長又は特に困難な業務を処理する道立病院の看護師長の職務
7級	<ul style="list-style-type: none"> 1 困難な業務を処理する本庁の参事の職務 2 困難な業務を処理する道立病院の看護部長の職務

説 明

厳しい財政状況及び地方公務員法の改正に鑑み、管理職員である北海道職員等の給料及び管理職手当を減額するとともに、職員の職務を給料表の各等級に分類するための等級別基準職務表を定める等の措置を講ずることとするため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 39 号 北海道職員等の定数に関する条例の一部を改正する条例案

北海道職員等の定数に関する条例の一部を改正する条例

北海道職員等の定数に関する条例（昭和47年北海道条例第52号）の一部を次のように改正する。

第2条第8号ア中「7,800人」を「7,679人」に改め、同号イ中「1,417人」を「1,382人」に改め、同条第9号ア中「3,386人」を「3,518人」に改め、同号イ中「1,289人」を「1,300人」に改め、同条第11号ア中「3万639人」を「3万607人」に改め、同号イ中「1,820人」を「1,788人」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

説 明

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等に基づき教職員の定数を改定することとするため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 40 号 北海道恩給条例の一部を改正する条例案

北海道恩給条例の一部を改正する条例

北海道恩給条例（大正12年北海道庁令第174号）の一部を次のように改正する。

第23条第1項第2号ただし書中「タダシ刑ノ」の次に「全部ノ」を、「停止セス」の次に「刑ノ一部ノ執行猶予ノ言渡ヲ受ケタルトキハ其ノ刑ノ内執行ガ猶予サレザリシ部分ノ期間ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月ノ翌月以降ハ之ヲ停止セス」を加え、同号後段中「其ノ言渡ノ」を「之等ノ言渡ヲ猶予ノ期間中ニ」に改める。

第30条第1項ただし書中「タダシ刑ノ」の次に「全部ノ」を、「停止セス」の次に「刑ノ一部ノ執行猶予ノ言渡ヲ受ケタルトキハ其ノ刑ノ内執行ガ猶予サレザリシ部分ノ期間ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月ノ翌月以降ハ之ヲ停止セス」を加え、同項後段中「其ノ言渡ヲ」を「之等ノ言渡ヲ猶予ノ期間中ニ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

説 明

恩給法の改正により恩給の支給の停止要件について刑の一部執行猶予に係る事項が定められたことに鑑み、北海道職員に係る恩給についてもこれに準ずる措置を講ずることとするため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 41 号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(北海道行政手続条例の一部改正)

第 1 条 北海道行政手続条例（平成 7 年北海道条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 12 号中「、異議申立て」及び「、決定」を削る。

(北海道職員の給与に関する条例等の一部改正)

第 2 条 次に掲げる条例の規定中「行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 14 条又は第 45 条」を「行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 18 条第 1 項本文」に改める。

- (1) 北海道職員の給与に関する条例（昭和 27 年北海道条例第 75 号）第 19 条の 3 第 5 項
- (2) 北海道学校職員の給与に関する条例（昭和 27 年北海道条例第 78 号）第 19 条の 3 第 4 項
- (3) 北海道地方警察職員の給与に関する条例（昭和 29 年北海道条例第 34 号）第 22 条の 3 第 4 項

(北海道職員等の退職手当に関する条例の一部改正)

第 3 条 北海道職員等の退職手当に関する条例（昭和 28 年北海道条例第 149 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条第 4 項中「行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 14 条第 1 項又は第 45 条」を「行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 18 条第 1 項本文」に改める。

(北海道人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部改正)

第 4 条 次に掲げる条例の規定中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

- (1) 北海道人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 17 年北海道条例第 6 号）第 3 条第 4 号
- (2) 北海道税条例（昭和 25 年北海道条例第 56 号）第 20 条
- (3) 北海道苦情審査委員に関する条例（平成 10 年北海道条例第 45 号）第 12 条第

1 項第 2 号

(北海道個人情報保護条例の一部改正)

第 5 条 北海道個人情報保護条例（平成 6 年北海道条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

目次及び第 2 章第 5 節の節名中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第 39 条の 2 の見出し中「異議申立て」を「審査請求」に改め、同条中「行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）による異議申立て」を「審査請求」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）

第 39 条の 3 開示決定等、訂正等の決定、利用停止等の決定又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 9 条第 1 項本文の規定は、適用しない。

第 40 条中「又は利用停止等の決定」を「、利用停止等の決定又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為」に、「、行政不服審査法の規定に基づく不服申立て」を「審査請求」に、「当該不服申立て」を「当該審査請求」に、「決定又は裁決」を「裁決」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用する同法第 29 条第 2 項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

第 41 条中「前条」を「前条第 1 項」に改め、同条第 1 号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、「参加人」の次に「（行政不服審査法第 13 条第 4 項に規定する参加人をいう。以下この条及び次条第 2 号において同じ。）」を加え、同条第 2 号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第 3 号中「不服申立てに係る開示決定等」を「審査請求に係る個人情報の開示」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第 42 条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「決定又は」を削り、同条各号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

(北海道情報公開条例の一部改正)

第 6 条 北海道情報公開条例（平成 10 年北海道条例第 28 号）の一部を次のように

改正する。

目次及び第2章第3節の節名中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第20条の2の見出し中「異議申立て」を「審査請求」に改め、同条中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による異議申立て」を「審査請求」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）

第20条の3 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

第21条第1項中「開示決定等」の次に「又は開示請求に係る不作為」を加え、「、行政不服審査法の規定に基づく不服申立て」を「審査請求」に、「当該不服申立て」を「当該審査請求」に改め、「決定又は」を削り、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、「決定又は」を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

第21条の2第1号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、「参加人」の次に「（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この条及び次条第2号において同じ。）」を加え、同条第2号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第3号中「不服申立てに係る開示決定等」を「審査請求に係る公文書の開示」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第21条の3の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「決定又は」を削り、同条各号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

（北海道情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正）

第7条 北海道情報公開・個人情報保護審査会条例（平成17年北海道条例第7号）の一部を次のように改正する。

第5条第4項中「第40条」を「第40条第1項」に、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第7条の見出し及び同条第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同

条第4項中「不服申立人、参加人」を「審査請求人、参加人（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）」に、「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第8条第1項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、同条第2項中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第9条の見出し中「提出等」を「提出」に改め、同条第1項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、同条第2項を削る。

第10条の見出しを「(提出資料の写しの送付等)」に改め、同条第2項中「前項」を「第2項」に、「、視聴又は複写」を「又は視聴」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に、「資料の閲覧、視聴又は複写」を「資料の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）又は視聴」に、「その閲覧、視聴又は複写」を「その閲覧又は視聴」に改め、同項を同条第2項とし、同項の次に次の1項を加える。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧若しくは視聴をさせようとするときは、当該送付又は閲覧若しくは視聴に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

第10条に第1項として次の1項を加える。

審査会は、第7条第3項若しくは第4項又は前条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。）にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

第12条第2項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

(北海道議会情報公開条例の一部改正)

第8条 北海道議会情報公開条例（平成11年北海道条例第18号）の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て」を「審査請求」に、「第21条一」を「第20条の2一」に改める。

第2章第3節の節名中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同節中第21条の前に次の1条を加える。

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）

第20条の2 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

第21条第1項中「開示決定等」の次に「又は開示請求に係る不作為」を加え、「、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づく不服申立て」を「審査請求」に、「当該不服申立て」を「当該審査請求」に、「決定を」を「裁決を」に改め、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「不服申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による意見の求めは、行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

第21条の2第1号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、「参加人」の次に「（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）」を加え、同条第2号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第3号中「不服申立てに係る開示決定等」を「審査請求に係る公文書の開示」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第21条の3の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「決定を」を「裁決を」に改め、同条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に、「棄却する決定」を「棄却する裁決」に改め、同条第2号中「不服申立て」を「審査請求」に、「決定（）」を「裁決（）」に改める。

第27条第4項中「不服申立て」を「審査請求」に、「、不服申立人」を

「、審査請求人」に、「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第28条第1項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、同条第2項中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第29条の見出し中「提出等」を「提出」に改め、同条第1項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、同条第2項を削る。

第30条の見出しを「(提出資料の写しの送付等)」に改め、同条第2項中「前項」を「第2項」に、「、視聴又は複写」を「又は視聴」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に、「資料の閲覧、視聴又は複写」を「資料の閲覧(電磁的記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものにあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)又は視聴」に、「その閲覧、視聴又は複写」を「その閲覧又は視聴」に改め、同項を同条第2項とし、同項の次に次の1項を加える。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧若しくは視聴をさせようとするときは、当該送付又は閲覧若しくは視聴に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

第30条に第1項として次の1項を加える。

審査会は、第27条第3項若しくは第4項又は前条の規定による意見書又は資料の提出があつたときは、当該意見書又は資料の写し(電磁的記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものにあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

第31条中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にされた処分その他の行為又はこの条例の施行前にされた申請に係る不作為に関する不服申立てについては、なお従前の例による。

説 明

行政不服審査法の施行に鑑み、道の条例に基づく公文書及び個人情報の開示決定等に係る審査請求について、国の制度に準じて審理員制度の適用除外等の措置を講ずることとし、併せて規定の整備を行うため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 42 号 北海道立北方四島交流センター条例の一部を改正
する条例案

北海道立北方四島交流センター条例の一部を改正する条例

北海道立北方四島交流センター条例（平成11年北海道条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表1の事項中「13,000円」を「15,600円」に、「18,470円」を「22,160円」に、「16,000円」を「19,200円」に、「35,460円」を「42,550円」に、「4,390円」を「5,710円」に、「6,790円」を「8,830円」に、「5,440円」を「7,070円」に、「13,060円」を「15,670円」に、「4,160円」を「5,410円」に、「6,480円」を「8,420円」に、「5,150円」を「6,700円」に、「12,410円」を「14,890円」に、「2,120円」を「2,760円」に、「3,280円」を「4,260円」に、「2,820円」を「3,670円」に、「5,450円」を「7,090円」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

説 明

道立北方四島交流センターの利用料金の上限額を改定することとするため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 43 号 北海道環境生活部手数料条例の一部を改正する条例案

北海道環境生活部手数料条例の一部を改正する条例

北海道環境生活部手数料条例（平成12年北海道条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表17の4の項中「33,000円」を「34,000円」に改め、同表17の5の項中「22,000円」を「22,700円」に改め、同表31の2の項中「33,000円」を「34,000円」に改め、同表31の3の項中「22,000円」を「22,700円」に改め、同表34の2の項及び34の3の項中「324,100円」を「324,400円」に改め、同表34の4の項中「235,200円」を「235,500円」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

説 明

北海道環境生活部の所掌する事務に係る手数料の額を改定することとするため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 44 号 北海道環境影響評価条例の一部を改正する条例案

北海道環境影響評価条例の一部を改正する条例

北海道環境影響評価条例（平成10年北海道条例第42号）の一部を次のように改正する。

第67条の見出しを「(適用除外)」に改め、同条第1項を削り、同条第2項を同条とする。

附 則

- 1 この条例は、平成28年5月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の北海道環境影響評価条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後に新条例第28条第1項（新条例第44条第5項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による告示、新条例第32条第3項（新条例第33条第4項において準用する場合及び新条例第44条第5項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）若しくは第33条第4項において読み替えて準用する新条例第32条第1項に規定する告示又は新条例第52条第4項（新条例第53条第2項において準用する場合を含む。）の規定による告示が行われる事業について適用し、その他の事業（環境影響評価法（平成9年法律第81号）第2条第4項に規定する対象事業を除く。）に係る環境影響評価その他の手続については、なお従前の例による。

説 明

環境影響評価法の改正に鑑み、放射性物質についても環境影響評価の対象とすることとするため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 45 号 北海道消費生活条例の一部を改正する条例案

北海道消費生活条例の一部を改正する条例

北海道消費生活条例（平成11年北海道条例第43号）の一部を次のように改正する。

目次中「第36条の6」を「第36条の8」に、「第7章 雑則（第50条－第53条）」を「第7章 雑則（第50条－第53条）」を「第8章 罰則（第54条）」に改める。

第33条中「ため」の次に「、消費者安全法（平成21年法律第50号。第35条第1号及び第36条の3第2号において「法」という。）第10条第1項の規定により」を加える。

第35条第1号を次のように改める。

- (1) 法第8条第1項各号に掲げる事務（第36条の3及び第36条の7において「消費生活相談等の事務」という。）を行うこと。

第35条中第2号から第4号までを削り、第5号を第2号とする。

第36条の6第2項中「第36条の3第2項及び第36条の4ただし書」を「第36条の3第1号中「従業員」とあるのは「職員」と、同条第2号中「を消費生活相談員」とあるのは「又はこれと同等以上の専門的な知識及び技術を有すると知事が認める者を消費生活相談員」と、第36条の4第2項及び第36条の5ただし書」に、「前条」を「第36条の6」に、「とする」を「とし、前条の規定は、適用しない」に改め、同条を第36条の8とする。

第36条の5を第36条の6とし、同条の次に次の1条を加える。

（秘密保持義務）

第36条の7 指定管理者の役員（法人でない指定管理者にあっては、その構成員）若しくは従業員又はこれらの者であった者は、消費生活相談等の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第36条の4を第36条の5とし、第36条の3を第36条の4とし、第36条の2の次に次の1条を加える。

（組織及び運営並びに情報の安全管理に関する基準）

第36条の3 消費生活センターの組織及び運営並びに情報の安全管理に関する基

準は、次のとおりとする。

- (1) 消費生活センターの事務を掌理する者及び当該事務を行うために必要な従業員を置くこと。
- (2) 法第10条の3第1項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者（不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成26年法律第71号）附則第3条の規定により合格した者とみなされた者を含む。）を消費生活相談員として置くこと。
- (3) 消費生活相談員が実務の経験を通じて専門的な知識及び技術を体得していることに十分配慮し、任期ごとに客観的な能力実証を行った結果として同一の者を再度任用することは排除されないことその他の消費生活相談員の専門性に鑑み適切な人材及び処遇の確保に必要な措置を講ずること。
- (4) 消費生活相談等の事務に従事する者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保すること。
- (5) 消費生活相談等の事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講ずること。

本則に次の1章を加える。

第8章 罰則

第54条 第36条の7の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

説 明

消費者安全法の改正に鑑み、道立消費生活センターの組織及び運営並びに情報の安全管理に関する基準等について定めることとし、併せて規定の整備を行うため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 46 号 北海道立体育センター条例の一部を改正する条例案

北海道立体育センター条例の一部を改正する条例

北海道立体育センター条例（昭和55年北海道条例第55号）の一部を次のように改正する。

別表1の事項の表メインアリーナの部中「72,510円」を「87,010円」に、「90,630円」を「108,760円」に、「235,660円」を「282,790円」に、「252,190円」を「302,630円」に、「315,290円」を「378,350円」に、「819,680円」を「983,620円」に、「604,300円」を「725,160円」に、「755,380円」を「906,460円」に、「1,963,990円」を「2,356,790円」に、「108,760円」を「130,510円」に、「135,960円」を「163,150円」に、「353,480円」を「424,180円」に、「378,390円」を「454,070円」に、「472,940円」を「567,530円」に、「1,229,720円」を「1,475,660円」に、「907,340円」を「1,088,810円」に、「1,134,130円」を「1,360,960円」に、「2,948,810円」を「3,538,570円」に改め、同表サブアリーナの部中「20,070円」を「24,080円」に、「25,220円」を「30,260円」に、「65,370円」を「78,440円」に、「70,200円」を「84,240円」に、「87,780円」を「105,340円」に、「228,180円」を「273,820円」に、「168,490円」を「202,190円」に、「210,610円」を「252,730円」に、「547,590円」を「657,110円」に、「30,200円」を「36,240円」に、「37,850円」を「45,420円」に、「98,260円」を「117,910円」に、「105,380円」を「126,460円」に、「131,860円」を「158,230円」に、「342,630円」を「411,160円」に、「253,090円」を「303,710円」に、「316,360円」を「379,630円」に、「822,540円」を「987,050円」に、「550円」を「770円」に、「1,200円」を「1,680円」に改め、同表柔道室の部、剣道室の部及び弓道場の部中「10,840円」を「13,010円」に、「12,500円」を「15,000円」に、「29,930円」を「35,920円」に、「550円」を「770円」に、「1,200円」を「1,680円」に改め、同表クライミングウォールの部中「9,990円」を「12,990円」に、「12,500円」を「15,000円」に、「27,660円」を「33,190円」に、「550円」を「770円」に、「1,200円」を「1,680円」に改め、同表講堂・視聴覚室の部中「16,870円」を「20,240円」に、「20,960円」を「25,150円」に、「54,720円」を「65,660円」に改め、同

表研修室の部中「13,650円」を「16,380円」に、「15,630円」を「18,760円」に、「40,830円」を「49,000円」に、「7,710円」を「10,020円」に、「9,580円」を「12,450円」に、「21,290円」を「25,550円」に、「3,610円」を「4,690円」に、「4,510円」を「5,860円」に、「11,720円」を「14,060円」に改め、同表特別控室の部中「15,630円」を「18,760円」に、「19,540円」を「23,450円」に、「50,810円」を「60,970円」に改め、同表貴賓室の部中「156,400円」を「187,680円」に、「195,510円」を「234,610円」に、「508,320円」を「609,980円」に改め、別表2の事項中「590円」を「830円」に、「950円」を「1,330円」に、「9,890円」を「12,860円」に改め、同表3の事項中「8,750円」を「11,380円」に、「11,780円」を「14,140円」に、「20,110円」を「24,130円」に、「23,480円」を「28,180円」に、「26,840円」を「32,210円」に、「67,170円」を「80,600円」に、「100,750円」を「120,900円」に、「125,750円」を「150,900円」に、「302,310円」を「362,770円」に、「17,500円」を「21,000円」に、「50,370円」を「60,440円」に、「268,720円」を「322,460円」に、「335,920円」を「403,100円」に、「806,180円」を「967,420円」に、「270円」を「410円」に、「680円」を「950円」に、「790円」を「1,110円」に、「1,240円」を「1,740円」に、「10,260円」を「12,310円」に、「26,220円」を「31,460円」に、「4,230円」を「5,500円」に、「12,650円」を「15,180円」に改め、同表4の事項中「272,370円」を「326,840円」に改め、同表5の事項中「9,790円」を「12,730円」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

説 明

道立体育センターの利用料金の上限額を改定することとするため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 47 号 北海道立オホーツク流水科学センター条例の一部
を改正する条例案

北海道立オホーツク流水科学センター条例の一部を改正する条例

北海道立オホーツク流水科学センター条例（平成2年北海道条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表中「330円」を「500円」に、「270円」を「410円」に、「950円」を「1,330円」に、「770円」を「1,080円」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

説 明

道立オホーツク流水科学センターの利用料金の上限額を改定することとするため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 48 号 北海道立総合博物館条例の一部を改正する条例案

北海道立総合博物館条例の一部を改正する条例

北海道立総合博物館条例（平成26年北海道条例第91号）の一部を次のように改正する。

別表第2の4の事項中「1,060円」を「1,290円」に、「950円」を「1,160円」に、「890円」を「1,080円」に、「1,440円」を「1,760円」に、「1,180円」を「1,440円」に改め、同表の5の事項中「230円」を「280円」に、「500円」を「610円」に改め、同表の6の事項中「620円」を「380円」に、「300円」を「180円」に、「200円」を「130円」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

説 明

道立総合博物館の利用料金の上限額を改定することとするため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 49 号 北海道保健福祉部手数料条例の一部を改正する条例案

北海道保健福祉部手数料条例の一部を改正する条例

北海道保健福祉部手数料条例（平成12年北海道条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表1の8の項のイ中「20,000円」を「20,900円」に改め、同項のロ中「15,600円」を「16,500円」に改め、同表2の項のイ中「11,800円」を「12,600円」に改め、同項のロ中「9,500円」を「10,300円」に改め、同表3の項から5の項までの規定中「17,200円」を「18,000円」に、「13,800円」を「14,700円」に改め、同表6の項から8の項までの規定中「25,700円」を「26,600円」に、「20,200円」を「21,100円」に改め、同表9の項及び10の項中「11,800円」を「12,600円」に、「9,500円」を「10,300円」に改め、同表11の項のイ中「25,700円」を「26,600円」に改め、同項のロ中「20,200円」を「21,100円」に改め、同表12の項のイ中「11,800円」を「12,600円」に改め、同項のロ中「9,500円」を「10,300円」に改め、同表13の項のイ中「25,700円」を「26,600円」に改め、同項のロ中「20,200円」を「21,100円」に改め、同表14の項のイ中「11,800円」を「12,600円」に改め、同項のロ中「9,500円」を「10,300円」に改め、同表15の項のイ中「25,700円」を「26,600円」に改め、同項のロ中「20,200円」を「21,100円」に改め、同表16の項のイ中「20,000円」を「20,900円」に改め、同項のロ中「15,600円」を「16,500円」に改め、同表17の項から19の項までの規定中「25,700円」を「26,600円」に、「20,200円」を「21,100円」に改め、同表20の項のイ中「17,200円」を「18,000円」に改め、同項のロ中「13,800円」を「14,700円」に改め、同表21の項のイ中「25,700円」を「26,600円」に改め、同項のロ中「20,200円」を「21,100円」に改め、同表22の項のイ中「17,200円」を「18,000円」に改め、同項のロ中「13,900円」を「14,700円」に改め、同表23の項及び24の項中「25,700円」を「26,600円」に、「20,200円」を「21,100円」に改め、同表25の項から28の項までの規定中「20,000円」を「20,900円」に、「15,600円」を「16,500円」に改め、同表29の項から31の項までの規定中「17,200円」を「18,000円」に、「13,800円」を「14,700円」に改め、同表32の項から34の項までの規定中「25,700円」を

「26,600円」に、「20,200円」を「21,100円」に改め、同表100の項及び101の項を次のように改める。

100 と畜場法第14条第1項から第5項までの規定に基づく獣畜のとさつ又は解体に係る検査を経た食肉のアメリカ合衆国への輸出に必要な証明書の交付	食肉衛生証明書交付手数料	1,150円	交付申請のとき
101 削除			

別表165の11の項のA中「53時間」を「88時間」に、「29,500円」を「44,400円」に改め、同項のイ中「44時間」を「56時間」に、「22,000円」を「25,500円」に改め、同項のウ中「33時間」を「45時間」に、「17,200円」を「22,000円」に改め、同項のエ中「20時間」を「32時間」に、「12,300円」を「18,900円」に改め、同項中「申込書提出」を「受講」に改め、同表169の2の項中「1,100円」を「1,150円」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、別表100の項及び101の項の改正規定（同項に係る部分に限る。）は、公布の日から施行する。

説 明

北海道保健福祉部の所掌する事務に係る手数料の額を改定するとともに、アメリカ合衆国への食肉の輸出に必要な証明書の交付の事務に係る手数料を定めることとし、併せて規定の整備を行うため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 50 号 北海道立看護学院条例の一部を改正する条例案

北海道立看護学院条例の一部を改正する条例

北海道立看護学院条例（昭和45年北海道条例第64号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「7,200円」を「9,360円」に、「9,600円」を「1万2,400円」に、「月額 1万2,800円」を「月額1万5,300円」に改める。

第4条第2項第1号中「9,590円」を「1万2,400円」に改め、同項第2号中「1万6,100円」を「1万9,300円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第3条第2項の改正規定（入学検定料に係る部分に限る。）及び第4条第2項の改正規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成29年3月31日において現に北海道立看護学院の学生であった者で同日後引き続き同一の学科の学生として在籍するものに係る授業料の額は、この条例による改正後の北海道立看護学院条例第3条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

説 明

道立看護学院の入学検定料、入学料、授業料等の額を改定することとするため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 51 号 北海道後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部
を改正する条例案

北海道後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例
北海道後期高齢者医療財政安定化基金条例（平成20年北海道条例第5号）の一
部を次のように改正する。

第2条中「1万分の7.5」を「零」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

説 明

北海道後期高齢者医療財政安定化基金について、北海道後期高齢者医療広域
連合から徴収する基金拠出金の平成28年度以降の拠出率を定めることとするた
め、この条例を制定しようとするものである。

議案第 52 号 食品の製造販売行商等衛生条例の一部を改正する 条例案

食品の製造販売行商等衛生条例の一部を改正する条例

食品の製造販売行商等衛生条例（昭和29年北海道条例第46号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項各号を次のように改める。

- (1) 行商登録手数料 1件につき2,450円（更新の場合にあっては、1,900円）
- (2) 販売業登録手数料 1件につき5,800円（更新の場合にあっては、4,950円）
- (3) 製造業許可手数料 第2条第5号の品目の区分ごとに1件につき8,200円（更新の場合にあっては、7,350円）

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

説 明

食品の販売業の登録及び製造業の許可に係る手数料の額を改定することとするため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 53 号 かきの処理等に関する衛生条例の一部を改正する 条例案

かきの処理等に関する衛生条例の一部を改正する条例

かきの処理等に関する衛生条例（昭和37年北海道条例第45号）の一部を次のように改正する。

第10条中「6,750円」を「7,600円」に、「5,450円」を「6,300円」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

説 明

かき処理業の許可に係る手数料の額を改定することとするため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 54 号 北海道指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案

北海道指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

北海道指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年北海道条例第95号）の一部を次のように改正する。

「第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運

第1款 この節の趣旨及び基本方針（第114条・第115条）

目次中 第2款 人員に関する基準（第116条・第117条）

第3款 設備に関する基準（第118条・第119条）

第4款 運営に関する基準（第120条―第131条）

営に関する基準

を「第5節 削除」に改める。

」

第9章第5節を次のように改める。

第5節 削除

第114条から第131条まで 削除

第182条中「、指定通所介護事業所」の次に「、指定地域密着型通所介護事業所」を加える。

第246条第3項中「及び指定地域密着型サービスに該当する」を「、指定地域密着型通所介護及び」に改め、同条第4項中「指定訪問介護、指定訪問看護及び指定通所介護」を「次に掲げる事業」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 指定訪問介護
- (2) 指定訪問看護
- (3) 指定通所介護又は指定地域密着型通所介護

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

説 明

介護保険法及び国が定める指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の改正に伴い、規定の整備を行うため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 55 号 北海道指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案

北海道指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

北海道指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年北海道条例第96号）の一部を次のように改正する。

第233条第2項中「指定居宅サービス事業者」の次に「、指定地域密着型サービス事業者」を加え、同条第3項中「指定介護予防訪問介護、指定訪問介護、指定通所介護」を「指定訪問介護、指定通所介護、指定地域密着型通所介護、指定介護予防訪問介護」に改め、「指定地域密着型介護予防サービスに該当する」を削る。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

説 明

介護保険法及び国が定める指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の改正に伴い、規定の整備を行うため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 56 号 北海道指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案

北海道指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

北海道指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年北海道条例第100号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第151条」を「－第151条」に、「・第161条」を「－第161条」に改める。

第96条第1号中「指定通所介護事業者」の次に「又は指定地域密着型通所介護事業者（以下「指定通所介護事業者等」という。）」を、「対して指定通所介護」の次に「又は指定地域密着型通所介護（以下「指定通所介護等」という。）」を加え、同条第2号中「指定通所介護事業所」の次に「又は指定地域密着型通所介護事業所（以下「指定通所介護事業所等」という。）」を加え、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改め、同条第3号中「指定通所介護事業所」を「指定通所介護事業所等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改める。

第97条中「この条及び第111条において」を削る。

第150条第1号中「指定通所介護事業者」を「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介護を」を「指定通所介護等を」に改め、同条第2号及び第3号中「指定通所介護事業所」を「指定通所介護事業所等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）

第150条の2 指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者であって、規則で定める要件を満たすものが地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（機能訓練）を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスを提供する場合には、当該通いサービスを基準該当自立訓練（機能訓練）と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当自立訓練（機能訓練）事業所とみなす。

この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については、適用しない。

第160条第1号中「指定通所介護事業者」を「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介護を」を「指定通所介護等を」に改め、同条第2号及び第3号中「指定通所介護事業所」を「指定通所介護事業所等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)

第160条の2 指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者であって、規則で定める要件を満たすものが地域において自立訓練（生活訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（生活訓練）を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスを提供する場合には、当該通いサービスを基準該当自立訓練（生活訓練）と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当自立訓練（生活訓練）事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については、適用しない。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

説 明

国が定める指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の改正に鑑み、基準該当自立訓練について指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例を定めることとし、併せて規定の整備を行うため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 57 号 北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例の一部を改正する条例案

北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例の一部を改正する条例

北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例（平成21年北海道条例第50号）の一部を次のように改正する。

第19条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(障がいを理由とする差別の禁止等)」を付し、同条を次のように改める。

第19条 道は、その事務又は事業を行うに当たり、障がいを理由として障がい者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障がい者の権利利益を侵害してはならない。

2 道は、その事務又は事業を行うに当たり、障がい者から現に社会的障壁（障害者基本法第2条第2号に規定する社会的障壁をいう。以下この項及び次条第2項において同じ。）の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障がい者の性別、年齢及び障がいの状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

第19条の次に次の1条を加える。

第19条の2 事業者及び関係団体は、その事業を行うに当たり、障がいを理由として障がい者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障がい者の権利利益を侵害してはならない。

2 事業者及び関係団体は、その事業を行うに当たり、障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障がい者の性別、年齢及び障がいの状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

い。

第20条を次のように改める。

第20条 道民は、学校、公共交通機関、職場その他障がい者が生活をするために必要な場において、障がい者が障がい者でない者と実質的に同等の日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要かつ合理的な配慮をするように努めるとともに、障がい者に対して障がいを理由として障がい者でない者と不当な差別的取扱いをしてはならない。

第42条に次の1項を加える。

2 前項に定めるもののほか、地域づくり委員会は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第18条第1項に規定する情報の交換及び協議を行う。

第46条第5項中「第42条各号」を「第42条第1項各号」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

説 明

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の制定に鑑み、障がいを理由とする差別の禁止等について規定の明確化を図るとともに、障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会の所掌事項に障がいを理由とする差別を解消するための取組に関する協議等を加えることとするため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 58 号 北海道地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例案

北海道地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例

北海道地域自殺対策緊急強化基金条例（平成21年北海道条例第63号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成28年12月31日」を「平成29年12月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

北海道における自殺対策を引き続き強化するよう、北海道地域自殺対策緊急強化基金条例の有効期限を延長することとするため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 59 号 北海道指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案

北海道指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

北海道指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年北海道条例第104号）の一部を次のように改正する。

第61条の見出しを「(指定通所介護事業所等に関する特例)」に改め、同条中「(規則で定める要件を満たすものに限る。)」を「又は指定地域密着型通所介護事業者であって、規則で定める要件を満たすもの」に改め、「対して指定通所介護」の次に「又は指定地域密着型通所介護（以下この条において「指定通所介護等」という。）」を加え、「当該指定通所介護を」を「当該指定通所介護等を」に改め、「行う指定通所介護事業所」の次に「又は当該指定地域密着型通所介護を行う指定地域密着型通所介護事業所（以下これらをこの条において「指定通所介護事業所等」という。）」を加え、「当該指定通所介護事業所」を「当該指定通所介護事業所等」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

説 明

介護保険法及び国が定める指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の改正に伴い、規定の整備を行うため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 60 号 北海道計量検定所条例の一部を改正する条例案

北海道計量検定所条例の一部を改正する条例

北海道計量検定所条例（平成12年北海道条例第54号）の一部を次のように改正する。

別表1の事項中「212,400円」を「221,200円」に改め、同表2の事項中「1,500円」を「1,700円」に改め、同表4の事項中「198,800円」を「207,400円」に改め、同表11の事項中「305,400円」を「307,900円」に改め、同表15の事項中「計量証明事業に必要な知識経験を有することに関する基準」を「計量証明に必要な知識経験を有することに関する基準」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

説 明

計量検定所の手数料の額を改定することとし、併せて規定の整備を行うため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 61 号 北海道経済部手数料条例の一部を改正する条例案

北海道経済部手数料条例の一部を改正する条例

北海道経済部手数料条例（平成12年北海道条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表17の項中「20,400円」を「20,600円」に改め、同表86の項及び86の2の項中「第3条第1号」を「第2条第1号」に改め、同表87の項中「第3条第2号」を「第2条第2号」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

説 明

採石業者の登録の事務に係る手数料の額を改定することとし、併せて規定の整備を行うため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 62 号 北海道立地域食品加工技術センター条例の一部を改正する条例案

北海道立地域食品加工技術センター条例の一部を改正する条例

北海道立地域食品加工技術センター条例（平成6年北海道条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の事項中「50円以上13,900円」を「60円以上14,000円」に、「2,050円」を「2,700円」に改める。

別表第2の1の事項中「11,900円」を「12,000円」に改め、同表の2の事項中「4,200円以上69,300円」を「4,250円以上69,400円」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

説 明

道立地域食品加工技術センターの利用料金の上限度額及び手数料の額を改定することとするため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 63 号 北海道立工業技術センター条例の一部を改正する 条例案

北海道立工業技術センター条例の一部を改正する条例

北海道立工業技術センター条例（昭和61年北海道条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の事項中「55,600円」を「55,700円」に、「4,000円」を「4,650円」に改め、同表の2の事項中「2,500円」を「2,550円」に改める。

別表第2の1の事項中「44,400円」を「44,500円」に改め、同表の2の事項中「3,600円以上57,400円」を「3,850円以上57,500円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に使用の承認の申請がされている同日以後の北海道立工業技術センターの使用に係る使用料については、なお従前の例による。

説 明

道立工業技術センターの使用料及び手数料の額を改定することとするため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 64 号 北海道立高等技術専門学院条例の一部を改正する 条例案

北海道立高等技術専門学院条例の一部を改正する条例

北海道立高等技術専門学院条例（昭和44年北海道条例第37号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号中「2,580円」を「3,350円」に改め、同項第2号中「7,440円」を「9,620円」に改め、同項第3号中「年額 15万4,800円」を「年額18万4,800円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第4条第2項第1号の改正規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成29年3月31日において現に北海道立高等技術専門学院の普通課程の学生であった者で同日後引き続き同一の訓練科の学生として在籍するものに係る授業料の額は、この条例による改正後の北海道立高等技術専門学院条例第4条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

説 明

道立高等技術専門学院の入学検定料、入学料及び授業料の額を改定することとするため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 65 号 北海道立職業能力開発支援センター条例の一部を
改正する条例案

北海道立職業能力開発支援センター条例の一部を改正する条例

北海道立職業能力開発支援センター条例（平成13年北海道条例第66号）の一部を次のように改正する。

別表中「4,430円」を「3,790円」に、「5,930円」を「5,080円」に、「14,310円」を「12,250円」に、「3,030円」を「2,590円」に、「4,030円」を「3,450円」に、「10,570円」を「9,050円」に、「6,200円」を「5,310円」に、「8,250円」を「7,060円」に、「18,410円」を「15,760円」に、「25,320円」を「21,670円」に、「33,760円」を「28,900円」に、「88,210円」を「75,510円」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

説 明

道立職業能力開発支援センターの利用料金の上限額を改定することとするため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 66 号 北海道農政部手数料条例の一部を改正する条例案

北海道農政部手数料条例の一部を改正する条例

北海道農政部手数料条例（平成12年北海道条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表12の項の次に次のように加える。

<p>12の2 農産物検査法施行令（平成7年政令第357号）第5条第1項第2号の規定に基づく農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第2項に規定する登録検査機関の登録の申請に対する審査</p>	<p>登録検査機関 登録申請手数料</p>	<p>150,000円</p>	<p>登録申請のとき</p>
<p>12の3 農産物検査法施行令第5条第1項第4号の規定に基づく農産物検査法第18条第1項に規定する登録検査機関の登録の更新の申請に対する審査</p>	<p>登録検査機関 登録更新申請手数料</p>	<p>10,100円</p>	<p>登録更新申請のとき</p>
<p>12の4 農産物検査法施行令第5条第1項第6号の規定に基づく農産物検査法（以下この項において「法」という。）第19条第1項に規定する登録検査機関の変更登録の申請に対する審査</p>	<p>登録検査機関 変更登録申請手数料</p>	<p>ア 法第17条第4項第3号に掲げる農産物の種類又は同項第5号に掲げる区域の増加に係る変更登録の申請に係る審査 30,000円 イ 法第17条第4項第4号に掲げる登録の区分の増加に係る変更登録の申請に係る審査 150,000円</p>	<p>変更登録申請のとき</p>

別表13の項のうち「490円」を「520円」に改め、同項のオ中「640円」を「650円」に改め、同項のカ(イ)中「1,710円」を「1,780円」に改め、同項のキ中「420円」を「430円」に改め、同表14の項のア(ア)中「450円」を「460円」に改め、同項のア(ウ)中「400円」を「410円」に改め、同項のイ及びウ中「280円」を「290円」に改め、同項のエ中「240円」を「250円」に改め、同項のオ中「440円」を「470円」に改め、同項のカ中「230円」を「240円」に改め、同項のキ中「1,150円」を「1,230円」に改め、同項のケ中「230円」を「240円」に改め、同表21の項中「8,490円」を「8,590円」に改め、同表22の項中「8,020円」を「8,100円」に改め、同表24の項中「12,180円」を「12,290円」に改め、同表26の項及び29の項中「3,690円」を「3,750円」に改め、同表29の2の項及び29の3の項を削り、同表29の4の項中「第36条の4第2項」を「第36条の8第2項」に改め、同項を同表29の2の項とし、同表中29の5の項を29の3の項とし、同表29の6の項中「3,690円」を「3,750円」に改め、同項を同表29の4の項とし、同表31の項及び33の項中「12,180円」を「12,290円」に改め、同表34の項を削る。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

説 明

北海道農政部の所掌する事務に係る手数料の額を改定するとともに、農産物検査法の改正に鑑み、登録検査機関の登録等の事務に係る手数料を定めることとし、併せて規定の整備を行うため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 67 号 北海道家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例案

北海道家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例

北海道家畜保健衛生所条例（昭和25年北海道条例第92号）の一部を次のように改正する。

第1条中「家畜保健衛生所法」の次に「(昭和25年法律第12号)」を加える。

第5条第1項中「2万3,760円」を「2万4,300円」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

説 明

家畜保健衛生所の手数料の額を改定することとし、併せて規定の整備を行うため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 68 号 北海道立農業大学校条例の一部を改正する条例案

北海道立農業大学校条例の一部を改正する条例

北海道立農業大学校条例（昭和48年北海道条例第66号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号中「2,500円」を「3,250円」に改め、同項第2号中「6,400円」を「8,320円」に改め、同項第3号中「年額 13万6,800円」を「年額16万3,200円」に改める。

第6条第2項中「580円」を「810円」に改める。

第7条第2項第1号中「月額 1,480円」を「月額2,070円」に改め、同項第2号中「月額 2,060円」を「月額2,670円」に改め、同条第3項中「60円」を「90円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第5条第2項第1号及び第7条の改正規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成29年3月31日において現に北海道立農業大学校の学生であった者で同日後引き続き同一の課程等の学生として在籍するものに係る授業料の額は、この条例による改正後の北海道立農業大学校条例第5条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

説 明

道立農業大学校の入校検定料、入校料、授業料等の額を改定することとするため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 69 号 北海道森林づくり条例の一部を改正する条例案

北海道森林づくり条例の一部を改正する条例

北海道森林づくり条例（平成14年北海道条例第4号）の一部を次のように改正する。

目次中「第21条」を「第23条」に改める。

第12条第1項中「、林業生産組織の活動の促進」を削り、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 道は、労働安全衛生の確保に努めながら、森林の施業を適切に実施することができる林業事業体（森林組合その他の委託を受けて森林の施業又は経営を行う組織等をいう。）の育成を図るため、経営基盤の強化の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

第13条中「木材産業等の体質強化」を「林産物の需要の拡大」に改め、同条に次の2項を加える。

2 道は、道内における地域材（道内の森林において産出された木材であって、道内で加工されたものをいう。以下この項において同じ。）の利用を促進するために必要な措置を講ずるものとする。この場合において、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）第2条第1項に規定する公共建築物における地域材の利用については、同法第8条第1項の方針に基づくものとする。

3 道は、木材産業等の経営基盤の強化を図るため、林産物の流通及び加工に係る体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

第21条を第23条とし、第17条から第20条までを2条ずつ繰り下げ、第16条を第17条とし、同条の次に次の1条を加える。

（木育の推進）

第18条 道は、森林づくりに関し、道民の理解の促進、青少年の学習の機会の確保及び道民等の自発的な活動の促進を図るため、木育（木材の利用及び森林との触れ合いを通じて、人と森林との関わりを主体的に考えることができる豊かな心を育むことをいう。）の取組を推進するものとする。

第15条を第16条とし、第14条を第15条とし、第13条の次に次の1条を加える。

(森林資源の循環利用の推進)

第14条 道は、森林の整備の推進及び保全の確保並びに林業及び木材産業等の健全な発展を図るため、森林資源の循環利用（森林づくりと森林づくりによる林産物の利用とを循環的に行うことをいう。）を推進するために必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

説 明

本道における木材の需給状況の変化等に鑑み、森林づくりに関する基本的施策に森林資源の循環利用の推進、林業事業者の育成、地域材の利用の促進及び木育の推進等に関する施策を加えることとするため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 70 号 北海道立漁業研修所条例の一部を改正する条例案

北海道立漁業研修所条例の一部を改正する条例

北海道立漁業研修所条例（平成 8 年北海道条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「580円」を「810円」に改める。

第 6 条第 2 項中「2,060円」を「2,670円」に改め、同条第 3 項中「60円」を「90円」に改める。

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 6 条の改正規定は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

説 明

道立漁業研修所の研修受講料及び宿泊施設使用料の額を改定することとするため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 71 号 北海道立道民の森条例の一部を改正する条例案

北海道立道民の森条例の一部を改正する条例

北海道立道民の森条例（平成2年北海道条例第16号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第9号までを1号ずつ繰り上げ、第10号を削る。

別表第1 神居尻地区の部中	管 理 棟	午前9時30分
	野 外 ス テ ー ジ	

から午後4時30分まで	を	管 理 棟	午前9時30分から午
-------------	---	-------	------------

後4時30分まで」に改め、同表青山ダム地区の部を次のように改める。

青山ダ ム地区	駐 車 場	5月1日から 9月30日まで	午前9時30分から午後4時30分まで
------------	-------	-------------------	--------------------

別表第1 牧場南地区の部中	管 理 棟	を	駐 車 場
	駐 車 場		

場」に改める。

別表第2 管理棟学習室の項中「2,010円」を「2,610円」に改め、同表野外ステージの項を削り、同表キャンプ場の項中「3,740円」を「4,860円」に、「1,510円」を「2,110円」に改め、同表シャワー室の項中「690円」を「970円」に改め、同表工芸館工作室の項中「470円」を「710円」に、「900円」を「1,260円」に改め、同表陶芸館工作室の項中「610円」を「850円」に、「1,100円」を「1,540円」に改め、同表バンガロー（10人用）の項中「9,220円」を「11,990円」に改め、

同表バンガロー（４人用）の項中「４,６００円」を「５,９８０円」に改め、同表宿泊棟の項中「６９０円」を「９７０円」に、「１,２００円」を「１,６８０円」に、「１７,２００円」を「２０,６４０円」に、「１２,４００円」を「１４,８８０円」に改め、同表森林学習センターの項中「３,７４０円」を「４,８６０円」に、「１,２６０円」を「１,７６０円」に、「２,８００円」を「３,６４０円」に、「９,４９０円」を「１２,３４０円」に、「１２,７００円」を「１５,２４０円」に、「３４０円」を「５１０円」に、「６９０円」を「９７０円」に改め、同表パークゴルフ場の項を削る。

附 則

この条例は、平成28年４月１日から施行する。

説 明

道立道民の森の神居尻地区、青山ダム地区及び牧場南地区の施設の一部を廃止するとともに、利用料金の上限額を改定することとするため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 72 号 北海道建設部手数料条例の一部を改正する条例案

北海道建設部手数料条例の一部を改正する条例

北海道建設部手数料条例（平成12年北海道条例第23号）の一部を次のように改正する。

第5条中「、95の項及び96の項」を「及び95の項から98の項まで」に改める。

別表第1の64の項のア中「143,100円」を「143,400円」に改め、同項のイ中「212,900円」を「213,300円」に改め、同項のウ中「282,600円」を「283,200円」に改め、同項のエ中「422,100円」を「423,000円」に改め、同項のオ中「552,400円」を「553,500円」に改め、同項のカ中「710,500円」を「711,900円」に改め、同項のキ中「943,000円」を「944,900円」に改め、同表の68の項のア中「15,800円」を「15,900円」に改め、同項のイ中「23,700円」を「23,900円」に改め、同項のウ中「31,600円」を「31,800円」に改め、同項のエ中「45,100円」を「45,300円」に改め、同項のオ中「61,800円」を「62,100円」に改め、同項のカ中「99,000円」を「99,400円」に改め、同項のキ中「145,500円」を「146,000円」に改め、同項のク中「215,300円」を「215,900円」に改め、同項のケ中「285,100円」を「285,700円」に改め、同項のコ中「357,300円」を「358,200円」に改め、同表の68の2の項のア中「13,300円」を「13,400円」に改め、同項のイ中「21,200円」を「21,300円」に改め、同項のウ中「29,100円」を「29,300円」に改め、同項のエ中「42,600円」を「42,800円」に改め、同項のオ中「59,400円」を「59,500円」に改め、同項のカ中「96,600円」を「96,800円」に改め、同項のキ中「143,100円」を「143,400円」に改め、同項のク中「212,900円」を「213,300円」に改め、同項のケ中「282,600円」を「283,200円」に改め、同項のコ中「352,400円」を「353,100円」に改め、同項のサ中「12,900円」を「13,000円」に改め、同表の71の項のア(ア)中「15,400円」を「15,500円」に改め、同項のア(イ)中「29,400円」を「29,500円」に改め、同項のア(ウ)中「52,600円」を「52,800円」に改め、同項のア(エ)中「99,100円」を「99,400円」に改め、同項のア(オ)中「145,600円」を「146,000円」に改め、同項のア(カ)中「192,200円」を「192,600円」に改め、同項のア(キ)中「238,700円」を「239,200円」に改め、同項のア(ク)中「334,200円」を「334,900円」に改め、同項のイ(イ)中「38,700円」を「38,800円」に改め、同

項のイ(ウ)中「75,900円」を「76,100円」に改め、同項のイ(エ)中「136,300円」を「136,600円」に改め、同項のイ(オ)中「220,100円」を「220,500円」に改め、同項のイ(カ)中「294,500円」を「295,100円」に改め、同項のイ(キ)中「368,900円」を「369,600円」に改め、同項のイ(ク)中「520,200円」を「521,300円」に改め、同項のウ(ア)中「99,100円」を「99,400円」に改め、同項のウ(イ)中「145,600円」を「146,000円」に改め、同項のウ(ウ)中「215,400円」を「215,900円」に改め、同項のウ(エ)中「285,200円」を「285,700円」に改め、同項のウ(オ)中「424,700円」を「425,500円」に改め、同項のウ(カ)中「554,900円」を「556,000円」に改め、同項のウ(キ)中「713,100円」を「714,500円」に改め、同項のウ(ク)中「948,100円」を「950,000円」に改め、同表の72の項中「948,100円」を「950,000円」に改め、同項のア(カ)中「19,200円」を「19,300円」に改め、同項のア(ク)中「33,400円」を「33,500円」に改め、同項のイ(エ)中「13,600円」を「13,700円」に改め、同項のイ(オ)中「22,000円」を「22,100円」に改め、同項のイ(カ)中「29,400円」を「29,500円」に改め、同項のイ(キ)中「36,900円」を「37,000円」に改め、同項のイ(ク)中「52,000円」を「52,100円」に改め、同項のウ(ウ)中「21,500円」を「21,600円」に改め、同項のウ(エ)中「28,500円」を「28,600円」に改め、同項のウ(オ)中「42,500円」を「42,600円」に改め、同項のウ(カ)中「55,500円」を「55,600円」に改め、同項のウ(キ)中「71,300円」を「71,400円」に改め、同項のウ(ク)中「94,800円」を「95,000円」に改め、同項のエ(ア)中「12,900円」を「13,000円」に改め、同項のエ(ウ)中「50,100円」を「50,200円」に改め、同項のエ(エ)中「96,600円」を「96,800円」に改め、同項のエ(オ)中「143,100円」を「143,400円」に改め、同項のエ(カ)中「189,600円」を「190,000円」に改め、同項のエ(キ)中「236,200円」を「236,600円」に改め、同項のエ(ク)中「329,200円」を「329,800円」に改め、同項のオ(ウ)中「73,400円」を「73,500円」に改め、同項のオ(エ)中「133,800円」を「134,100円」に改め、同項のオ(オ)中「217,600円」を「218,000円」に改め、同項のオ(カ)中「292,000円」を「292,500円」に改め、同項のオ(キ)中「366,400円」を「367,100円」に改め、同項のオ(ク)中「515,200円」を「516,200円」に改め、同項のカ(ア)中「96,600円」を「96,800円」に改め、同項のカ(イ)中「143,100円」を「143,400円」に改め、同項のカ(ウ)中「212,900円」を「213,300円」に改め、同項のカ(エ)中「282,700円」を「283,200円」に改め、同項のカ(オ)中「422,200円」を「423,000円」に改め、

円」に改め、同項のカ(カ)中「552,400円」を「553,500円」に改め、同項のカ(キ)中「710,500円」を「711,900円」に改め、同項のカ(ク)中「943,100円」を「944,900円」に改め、同項のキ中「11,800円」を「11,900円」に改め、同表の73の項中「52,400円」を「52,600円」に改め、同表の74の項中「31,500円」を「31,600円」に改め、同表の75の項のイ中「22,200円」を「22,300円」に改め、同項のウ中「43,100円」を「43,200円」に改め、同項のエ中「73,400円」を「73,500円」に改め、同項のオ中「101,300円」を「101,500円」に改め、同表の78の2の項中「4,650円」を「4,660円」に改め、同表の79の項中「第3条第1項」を「第3条」に改め、同表の90の項第3欄を次のように改める。

ア 当該申請が住宅の新築に係るものである場合 1戸につき、次に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を当該申請及び当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る認定申請の総数で除して得た額（この額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）

(ア) 住宅の戸数が1戸のもの 57,000円（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定

する登録住宅性能評価機関による認定に係る技術的審査（以下この項、92の項及び95の項から99の項までにおいて「評価機関審査」という。）を受けた場合にあっては18,000円、同条第1項に規定する住宅性能評価（以下この項及び92の項において「住宅性能評価」という。）を受けた場合にあっては21,000円）

- (イ) 住宅の戸数が2戸以上5戸以内のもの
130,000円（評価機関審査を受けた場合にあっては30,000円、住宅性能評価を受けた場合にあっては62,000円）
- (ウ) 住宅の戸数が6戸以上10戸以内のもの
205,000円（評価機関審査を受けた場合にあっては47,000円、住宅性能評価を受けた場合にあっては98,000円）
- (エ) 住宅の戸数が11戸以

上30戸以内のもの
403,000円（評価機関審査を受けた場合にあっては76,000円、住宅性能評価を受けた場合にあっては179,000円）

(オ) 住宅の戸数が31戸以上50戸以内のもの
718,000円（評価機関審査を受けた場合にあっては120,000円、住宅性能評価を受けた場合にあっては296,000円）

(カ) 住宅の戸数が51戸以上100戸以内のもの
1,230,000円（評価機関審査を受けた場合にあっては180,000円、住宅性能評価を受けた場合にあっては426,000円）

(キ) 住宅の戸数が101戸以上200戸以内のもの
2,270,000円（評価機関審査を受けた場合にあっては304,000円、住宅性能評価を受けた場合にあっては752,000円）

(ク) 住宅の戸数が201戸以上300戸以内のもの

3,240,000円（評価機関
審査を受けた場合にあっては384,000円、住宅性能評価を受けた場合にあっては985,000円）

(ケ) 住宅の戸数が301戸以上のもの 3,970,000円
（評価機関審査を受けた場合にあっては435,000円、住宅性能評価を受けた場合にあっては1,180,000円）

イ 当該申請が住宅の増築又は改築に係るものである場合 1戸につき、次に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を当該申請及び当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る認定申請の総数で除して得た額（この額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）

(ア) 住宅の戸数が1戸のもの 84,000円（評価機関

審査を受けた場合にあっては、25,000円)

(イ) 住宅の戸数が2戸以上5戸以内のもの
193,000円（評価機関審査を受けた場合にあっては、43,000円)

(ウ) 住宅の戸数が6戸以上10戸以内のもの
306,000円（評価機関審査を受けた場合にあっては、69,000円)

(エ) 住宅の戸数が11戸以上30戸以内のもの
601,000円（評価機関審査を受けた場合にあっては、112,000円)

(オ) 住宅の戸数が31戸以上50戸以内のもの
1,070,000円（評価機関審査を受けた場合にあっては、177,000円)

(カ) 住宅の戸数が51戸以上100戸以内のもの
1,840,000円（評価機関審査を受けた場合にあっては、269,000円)

(キ) 住宅の戸数が101戸以上200戸以内のもの

3,410,000円（評価機関
審査を受けた場合にあっては、454,000円）

(ク) 住宅の戸数が201戸以上300戸以内のもの

4,860,000円（評価機関
審査を受けた場合にあっては、574,000円）

(ケ) 住宅の戸数が301戸以上のもの 5,960,000円

（評価機関審査を受けた場合にあっては、651,000円）

別表第1の92の項のイ中「その他の場合」を「当該申請が住宅の新築に係るものである場合（アに掲げる場合を除く。）」に改め、同項第3欄に次のように加える。

ウ 当該申請が住宅の増築又は改築に係るものである場合（アに掲げる場合を除く。）1戸につき、次に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を当該申請及び当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る変更認定申請の総数で除して得た額（この額に50円未満の端数が生じたとき

はこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)

(ア) 住宅の戸数が1戸のもの
49,000円（評価機関審査を受けた場合等にあつては、20,000円）

(イ) 住宅の戸数が2戸以上5戸以内のもの
109,000円（評価機関審査を受けた場合等にあつては、34,000円）

(ウ) 住宅の戸数が6戸以上10戸以内のもの
174,000円（評価機関審査を受けた場合等にあつては、55,000円）

(エ) 住宅の戸数が11戸以上30戸以内のもの
330,000円（評価機関審査を受けた場合等にあつては、85,000円）

(オ) 住宅の戸数が31戸以上50戸以内のもの
589,000円（評価機関審査を受けた場合等にあつては、141,000円）

(カ) 住宅の戸数が51戸以

上100戸以内のもの
1,010,000円（評価機関
審査を受けた場合等に
あっては、224,000円）

(キ) 住宅の戸数が101戸以
上200戸以内のもの
1,850,000円（評価機関
審査を受けた場合等に
あっては、373,000円）

(ク) 住宅の戸数が201戸以
上300戸以内のもの
2,610,000円（評価機関
審査を受けた場合等に
あっては、467,000円）

(ケ) 住宅の戸数が301戸以
上のもの 3,170,000円
（評価機関審査を受け
た場合等にあっては、
517,000円）

別表第1の95の項のア(ア)中「において「調査機関審査」を「から99の項までにおいて「調査機関審査」に、「住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関による技術的審査（以下この項において「評価機関審査」という。）」を「評価機関審査」に改め、同表の96の項のイ(ア)中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第76条第1項に規定する登録建築物調査機関による技術的審査（以下この項において「調査機関審査」という。）又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関による技術的審査（以下この項において「評価機関審査」という。）」を「調査機関審査又は評価機関審査」に改め、同表に次のように加える。

<p>97 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下この項において「法」という。）第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査</p>	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料</p>	<p>ア 住戸を単位として認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の当該申請の対象である戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 住宅の戸数が1戸のもの 次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>a 床面積の合計が200平方メートル以内のもの 40,400円（調査機関審査又は評価機関審査を受けた場合にあっては、6,900円）</p> <p>b 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの 44,900円（調査機関審査又は評価機関審査を受けた場合にあっては、6,900円）</p> <p>(イ) 住宅の戸数が2戸以上4戸以内のもの 79,700円（調査機関審査又は評価機関審査を受けた場合にあっては、12,200円）</p> <p>(ウ) 住宅の戸数が5戸以上15戸以内のもの</p>	<p>認定申請のとき</p>
--	--------------------------------	---	----------------

131,000円（調査機関審査又は評価機関審査を受けた場合にあっては、24,200円）

(エ) 住宅の戸数が16戸以上45戸以内のもの
223,000円（調査機関審査又は評価機関審査を受けた場合にあっては、51,900円）

(オ) 住宅の戸数が46戸以上のもの 318,000円（調査機関審査又は評価機関審査を受けた場合にあっては、91,700円）

イ 共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合 ア(イ)から(オ)までに掲げる当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅の戸数の区分に応じ、それぞれア(イ)から(オ)までに定める金額に、次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅の住戸以外の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を加えた金額

(ア) 床面積の合計が300平

方メートル以内のもの
79,700円（調査機関審査
又は評価機関審査を受
けた場合にあっては、
12,200円）

(イ) 床面積の合計が300平
方メートルを超え2,000
平方メートル以内のもの
131,000円（調査機関
審査又は評価機関審査を
受けた場合にあっては、
24,200円）

(ウ) 床面積の合計が2,000
平方メートルを超え
5,000平方メートル以内
のもの 223,000円（調
査機関審査又は評価機関
審査を受けた場合にあっ
ては、51,900円）

(エ) 床面積の合計が5,000
平方メートルを超えるも
の 318,000円（調査機
関審査又は評価機関審査
を受けた場合にあって
は、91,700円）

ウ 住宅以外の用途に供する
一の建築物を単位として認
定を申請する場合 次に掲
げる場合の区分に応じ、そ

れぞれ次に定める金額

(ア) 当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第8条第1号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 258,000円（調査機関審査を受けた場合にあっては、12,200円）

b 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 417,000円（調査機関審査を受けた場合にあっては、31,700円）

c 床面積の合計が2,000平方メートルを

超え5,000平方メートル以内のもの
594,000円（調査機関
審査を受けた場合に
あっては、91,700円）

d 床面積の合計が
5,000平方メートルを
超え1万平方メートル
以内のもの 732,000
円（調査機関審査を受
けた場合にあっては、
144,000円）

e 床面積の合計が1万
平方メートルを超え2
万5,000平方メートル
以内のもの 864,000
円（調査機関審査を受
けた場合にあっては、
181,000円）

f 床面積の合計が2万
5,000平方メートルを
超えるもの 986,000
円（調査機関審査を受
けた場合にあっては、
226,000円）

(イ) 当該申請に係る建築物
のエネルギー消費性能が
建築物エネルギー消費性
能基準等を定める省令第

8条第1号イ(2)及びロ(2)に適合している旨の認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 100,000円（調査機関審査を受けた場合にあっては、12,200円）

b 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 166,000円（調査機関審査を受けた場合にあっては、31,700円）

c 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 268,000円（調査機関審査を受けた場合にあっては、91,700円）

d 床面積の合計が5,000平方メートルを

超え1万平方メートル
以内のもの 349,000
円（調査機関審査を受
けた場合にあっては、
144,000円）

e 床面積の合計が1万
平方メートルを超え2
万5,000平方メートル
以内のもの 419,000
円（調査機関審査を受
けた場合にあっては、
181,000円）

f 床面積の合計が2万
5,000平方メートルを
超えるもの 491,000
円（調査機関審査を受
けた場合にあっては、
226,000円）

（摘要）

ア 同一の建築物に係るこの項の第3欄のア及びイの認定を同時に申請する場合は、当該アの申請に係る手数料は、徴収しない。

イ 住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する部分及び共同住宅以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として認定を申請する場合は、それぞれの部分につきこの項の第3欄のア及びウに規定する金額を合計した金額とする。

ウ 共同住宅の用途に供する部分及びそれ以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として認定を申

	<p>請する場合は、それぞれの部分につきこの項の第3欄のイ及びウに規定する金額を合計した金額とする。</p> <p>エ イ又はウの場合において、同一の建築物に係るこの項の第3欄のアの認定を同時に申請するときは、当該アの申請に係る手数料は、徴収しない。</p> <p>オ 法第30条第2項の規定による申出をする場合にあっては、この項に規定する金額に8の項の規定により算定した金額を加算した金額とする。</p>		
<p>98 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下この項において「法」という。）第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査</p>	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料</p>	<p>ア 工事の着手予定時期及び完了予定時期の変更のみの場合 1戸又は1棟につき 1,000円</p> <p>イ 住戸を単位として変更認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の当該申請の対象である戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 住宅の戸数が1戸のもの 次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>a 床面積の合計が200平方メートル以内のもの 23,700円（調査機関審査又は評価機関審査を受けた場合にあっては、6,900円）</p> <p>b 床面積の合計が200</p>	<p>変更認定申請のとき</p>

平方メートルを超える
もの 26,000円（調査
機関審査又は評価機関
審査を受けた場合に
あっては、6,900円）

(イ) 住宅の戸数が2戸以上
4戸以内のもの 46,000
円（調査機関審査又は評
価機関審査を受けた場合
にあっては、12,200円）

(ウ) 住宅の戸数が5戸以上
15戸以内のもの 78,000
円（調査機関審査又は評
価機関審査を受けた場合
にあっては、24,200円）

(エ) 住宅の戸数が16戸以
上45戸以内のもの
137,000円（調査機関審
査又は評価機関審査を受
けた場合にあっては、
51,900円）

(オ) 住宅の戸数が46戸以上
のもの 205,000円（調
査機関審査又は評価機関
審査を受けた場合にあっ
ては、91,700円）

ウ 共同住宅の用途に供する
一の建築物を単位として変
更認定を申請する場合 イ

(イ)から(オ)までに掲げる当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅の戸数の区分に応じ、それぞれイ(イ)から(オ)までに定める金額に、次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅の住戸以外の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を加えた金額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの
46,000円（調査機関審査又は評価機関審査を受けた場合にあっては、12,200円）

(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの
78,000円（調査機関審査又は評価機関審査を受けた場合にあっては、24,200円）

(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 137,000円（調査機関審査又は評価機関審査を受けた場合にあっ

ては、51,900円)

(エ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの 205,000円 (調査機関審査又は評価機関審査を受けた場合にあつては、91,700円)

エ 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として変更認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第8条第1号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の変更認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 135,000円 (調査機関審査を受けた場合にあつては、12,200

円)

- b 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 224,000円
(調査機関審査を受けた場合にあっては、31,700円)
- c 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 343,000円 (調査機関審査を受けた場合にあっては、91,700円)
- d 床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの 438,000円 (調査機関審査を受けた場合にあっては、144,000円)
- e 床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以内のもの 523,000円 (調査機関審査を受けた場合にあっては、181,000円)

f 床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの 606,000円（調査機関審査を受けた場合にあっては、226,000円）

(イ) 当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第8条第1号イ(2)及びロ(2)に適合している旨の変更認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 56,200円（調査機関審査を受けた場合にあっては、12,200円）

b 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 99,200円（調査機関審査を受けた場合にあっては、31,700円）

- c 床面積の合計が
2,000平方メートルを
超え5,000平方メー
トル以内のもの
180,000円（調査機関
審査を受けた場合に
あっては、91,700円）
- d 床面積の合計が
5,000平方メートルを
超え1万平方メートル
以内のもの 246,000
円（調査機関審査を受
けた場合にあっては、
144,000円）
- e 床面積の合計が1万
平方メートルを超え2
万5,000平方メートル
以内のもの 300,000
円（調査機関審査を受
けた場合にあっては、
181,000円）
- f 床面積の合計が2万
5,000平方メートルを
超えるもの 359,000
円（調査機関審査を受
けた場合にあっては、
226,000円）

（摘要）

ア 同一の建築物に係るこの項の第3欄のイ及びウの変

更認定を同時に申請する場合は、当該イの申請に係る手数料は、徴収しない。

イ 住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する部分及び共同住宅以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として変更認定を申請する場合は、それぞれの部分につきこの項の第3欄のイ及びエに規定する金額を合計した金額とする。

ウ 共同住宅の用途に供する部分及びそれ以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として変更認定を申請する場合は、それぞれの部分につきこの項の第3欄のウ及びエに規定する金額を合計した金額とする。

エ イ又はウの場合において、同一の建築物に係るこの項の第3欄のイの変更認定を同時に申請するときは、当該イの申請に係る手数料は、徴収しない。

オ 法第31条第2項において準用する法第30条第2項の規定による申出をする場合にあっては、この項に規定する金額に8の項の規定により算定した金額を加算した金額とする。

<p>99 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査</p>	<p>建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料</p>	<p>ア 住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) 当該申請に係る建築物について建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（以下この項に</p>	<p>認定申請のとき</p>
--	--------------------------------	--	----------------

において「基準省令」という。) 第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 床面積の合計が200平方メートル以内のもの 39,000円(調査機関審査又は評価機関審査を受けた場合にあっては、5,600円)

b 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの 43,600円(調査機関審査又は評価機関審査を受けた場合にあっては、5,600円)

(イ) 当該申請に係る建築物について基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に適合している旨の認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞ

れ次に定める金額

a 床面積の合計が200平方メートル以内のもの 20,100円（調査機関審査又は評価機関審査を受けた場合にあっては、5,600円）

b 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの 21,600円（調査機関審査又は評価機関審査を受けた場合にあっては、5,600円）

イ 共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 当該申請に係る建築物について基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 床面積の合計が300平方メートル以内のも

の 78,300円（調査機
関審査又は評価機関審
査を受けた場合にあっ
ては、10,900円）

b 床面積の合計が300
平方メートルを超え
2,000平方メートル以
内のもの 130,000円
（調査機関審査又は評
価機関審査を受けた場
合にあっては、22,900
円）

c 床面積の合計が
2,000平方メートルを
超え5,000平方メー
トル以内のもの
221,000円（調査機関
審査又は評価機関審査
を受けた場合にあって
は、50,600円）

d 床面積の合計が
5,000平方メートルを
超えるもの 317,000
円（調査機関審査又は
評価機関審査を受けた
場合にあっては、
90,400円）

(イ) 当該申請に係る建築物
について基準省令第1条

第1項第2号イ(2)及びロ(2)に適合している旨の認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 37,500円（調査機関審査又は評価機関審査を受けた場合にあっては、10,900円）

b 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 64,600円（調査機関審査又は評価機関審査を受けた場合にあっては、22,900円）

c 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 116,000円（調査機関審査又は評価機関審査を受けた場合にあっては、50,600円）

d 床面積の合計が
5,000平方メートルを
超えるもの 176,000
円（調査機関審査又は
評価機関審査を受けた
場合にあつては、
90,400円）

ウ 住宅以外の用途に供する
一の建築物を単位として認
定を申請する場合 次に掲
げる場合の区分に応じ、そ
れぞれ次に定める金額

(ア) 当該申請に係る建築物
について基準省令第1条
第1項第1号イに適合し
ている旨の認定を申請す
る場合 次に掲げる当該
申請に係る1棟の建築物
の床面積の合計の区分に
応じ、それぞれ次に定め
る金額

a 床面積の合計が300
平方メートル以内のも
の 257,000円（調査
機関審査を受けた場合
にあつては、10,900
円）

b 床面積の合計が300
平方メートルを超え

2,000平方メートル以内のもの 416,000円
(調査機関審査を受けた場合にあっては、
30,400円)

c 床面積の合計が
2,000平方メートルを
超え5,000平方メー
トル以内のもの
593,000円(調査機関
審査を受けた場合に
あっては、90,400円)

d 床面積の合計が
5,000平方メートルを
超え1万平方メートル
以内のもの 730,000
円(調査機関審査を受
けた場合にあっては、
142,000円)

e 床面積の合計が1万
平方メートルを超え2
万5,000平方メートル
以内のもの 863,000
円(調査機関審査を受
けた場合にあっては、
180,000円)

f 床面積の合計が2万
5,000平方メートルを
超えるもの 985,000

円（調査機関審査を受けた場合にあっては、
225,000円）

(イ) 当該申請に係る建築物
について基準省令第1条
第1項第1号ロに適合し
ている旨の認定を申請す
る場合 次に掲げる当該
申請に係る1棟の建築物
の床面積の合計の区分に
応じ、それぞれ次に定め
る金額

a 床面積の合計が300
平方メートル以内のも
の 98,700円（調査機
関審査を受けた場合に
あっては、10,900円）

b 床面積の合計が300
平方メートルを超え
2,000平方メートル以
内のもの 165,000円
（調査機関審査を受け
た場合にあっては、
30,400円）

c 床面積の合計が
2,000平方メートルを
超え5,000平方メー
トル以内のもの
266,000円（調査機関

審査を受けた場合に
あっては、90,400円)

d 床面積の合計が
5,000平方メートルを
超え1万平方メートル
以内のもの 348,000
円（調査機関審査を受
けた場合にあっては、
142,000円)

e 床面積の合計が1万
平方メートルを超え2
万5,000平方メートル
以内のもの 418,000
円（調査機関審査を受
けた場合にあっては、
180,000円)

f 床面積の合計が2万
5,000平方メートルを
超えるもの 490,000
円（調査機関審査を受
けた場合にあっては、
225,000円)

(摘要)

ア 住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する部分及び
共同住宅以外の用途に供する部分を有する一の建築物
を単位として認定を申請する場合は、それぞれの部分
につきこの項の第3欄のア及びウに規定する金額を合
計した金額とする。

イ 共同住宅の用途に供する部分及びそれ以外の用途に

	供する部分を有する一の建築物を単位として認定を申請する場合は、それぞれの部分につきこの項の第3欄のイ及びウに規定する金額を合計した金額とする。
--	---

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

説 明

北海道建設部の所掌する事務に係る手数料の額を改定するとともに、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の制定に鑑み、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等の事務に係る手数料を定めることとし、併せて規定の整備を行うため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 73 号 北海道建設部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案

北海道建設部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
北海道建設部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第1の4の項(34)及び4の2の項(15)中「北海道農業会議」を「農業委員会」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

説 明

土地区画整理法の改正に伴い、規定の整備を行うため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 74 号 北海道立都市公園条例の一部を改正する条例案

北海道立都市公園条例の一部を改正する条例

北海道立都市公園条例（昭和50年北海道条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表第3 ホッケー・サッカー場の項中「3,810円」を「4,950円」に、「2,740円」を「3,560円」に改め、同表ラグビー場の項中「2,740円」を「3,560円」に改め、同表水泳プールの項中「11,900円」を「14,300円」に、「22,400円」を「26,900円」に、「44,600円」を「53,500円」に、「1,480円」を「2,070円」に、「2,800円」を「3,640円」に、「5,580円」を「7,250円」に、「800円、」を「1,120円、」に、「430円」を「650円」に、「1,580円」を「2,210円」に、「790円」を「1,110円」に改め、同表テニスコートの項中「2,740円」を「3,560円」に改め、同表体育館の項中「2,230円」を「2,900円」に、「3,810円」を「4,950円」に、「7,150円」を「9,300円」に、「820円」を「1,150円」に、「1,420円」を「1,990円」に、「2,740円」を「3,560円」に、「350円」を「530円」に、「180円」を「270円」に、「690円」を「970円」に改め、同表軟式野球場の項中「2,870円」を「3,730円」に改め、同表硬式野球場の項中「3,670円」を「4,770円」に、「12,300円」を「14,800円」に、「17,800円」を「21,400円」に、「6,880円」を「8,940円」に、「20,900円」を「25,100円」に、「35,700円」を「42,800円」に改め、同表陸上競技場の項中「4,610円」を「5,990円」に、「230円」を「350円」に、「690円」を「970円」に改め、同表合宿所の項中「3,740円」を「4,860円」に、「4,680円」を「6,080円」に改める。

別表第4中「700円」を「630円」に、「510円」を「710円」に、「820円」を「1,150円」に改める。

別表第5の1(1)の事項の表デイキャンプの項中「1,200円」を「850円」に改め、同表宿泊キャンプの項中「1,200円」を「870円」に、「2,300円」を「1,810円」に改め、別表第5の1(2)の事項中「1,720円」を「1,500円」に、「1,510円」を「1,310円」に、「2,800円」を「2,270円」に改め、同表の2(1)の事項中「730円」を「770円」に、「5,950円」を「3,920円」に、「25,400円」を「20,200円」に、「520円」を「510円」に、「240円」を「170円」に改め、同表の2(2)の事項中

「6,880円」を「3,560円」に、「27,100円」を「19,800円」に、「690円」を「530円」に、「290円」を「180円」に改め、同表の3(2)の事項中「500円」を「200円」に改め、同表の4(2)の事項中「230円」を「120円」に改め、同表の5の事項中「680円」を「950円」に改める。

別表第6の1の事項中「960円」を「1,340円」に、「790円」を「1,110円」に、「1,580円」を「2,210円」に改め、同表の2の事項の表サイトの項中「500円」を「750円」に、「2,940円」を「3,820円」に改め、同表トレーラーハウスの項中「16,500円」を「19,800円」に改め、同表ロジの項中「33,000円」を「39,600円」に改め、同表洗濯機の項中「500円」を「750円」に改め、同表乾燥機の項中「160円」を「240円」に改め、別表第6の3の事項中「230円」を「350円」に改める。

別表第7の1の事項中「460円」を「690円」に、「1,000円」を「1,400円」に、「2,160円」を「2,810円」に改め、同表の2の事項中「150円」を「230円」に改める。

別表第8中「180円」を「270円」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

説 明

道立都市公園の利用料金の上限額を改定することとするため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 75 号 北海道建築審査会条例の一部を改正する条例案

北海道建築審査会条例の一部を改正する条例

北海道建築審査会条例（昭和25年北海道条例第88号）の一部を次のように改正する。

第1条中「建築基準法」を「この条例は、建築基準法」に、「。以下」を「。第4条第1項において」に、「に規定するもののほか」を「第83条の規定に基づき」に、「については、この条例の定めるところによる」を「を定めるものとする」に改める。

第2条中「7人をもって」を「5人以上7人以内で」に改め、同条に次の3項を加える。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員は、その任期が満了した後においても、後任の委員が任命されるまでは、引き続いてその職務を行う。

第4条第1項中「委員定数の半数以上の出席がなければ」を「委員の2分の1以上が出席しなければ」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

説 明

建築基準法の改正に鑑み、北海道建築審査会の委員の任期を定めることとし、併せて規定の整備を行うため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 76 号 学校教育法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例案

学校教育法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例

(北海道職員等の定数に関する条例等の一部改正)

第 1 条 次に掲げる条例の規定中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

- (1) 北海道職員等の定数に関する条例（昭和47年北海道条例第52号）第 2 条第 11号
- (2) 北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年北海道条例第108号）第54条第 2 項第 5 号
- (3) 北海道いじめの防止等に関する条例（平成26年北海道条例第 8 号）第 2 条第 2 項

(北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第 2 条 次に掲げる条例の規定中「小学校」の次に「、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部」を加える。

- (1) 北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成10年北海道条例第 3 号）第 9 条の 3 第 1 項第 2 号
- (2) 北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成10年北海道条例第 21号）第 9 条の 3 第 1 項第 2 号

(北海道指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び北海道建築基準法施行条例の一部改正)

第 3 条 次に掲げる条例の規定中「小学校」の次に「(義務教育学校の前期課程を含む。)」を加える。

- (1) 北海道指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年北海道条例第104号）第52条第 2 項
- (2) 北海道建築基準法施行条例（昭和35年北海道条例第33号）第22条第 1 項
(北海道普通職業訓練の基準等に関する条例の一部改正)

第 4 条 北海道普通職業訓練の基準等に関する条例（平成24年北海道条例第109

号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号中「中学校を卒業した者」の次に「、同法による義務教育学校を卒業した者」を加える。

(市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第5条 市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例(昭和27年北海道条例第79号)の一部を次のように改正する。

第1条の2第1号中「中学校」の次に「、義務教育学校」を、「校長」の次に「、副校長」を加える。

第2条第1項及び第2項の表給与条例第20条の2第1項の項中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

別表備考(1)の事項中「中学校」の次に「、義務教育学校」を、「校長」の次に「、副校長」を加える。

(北海道学校職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第6条 北海道学校職員等の特殊勤務手当に関する条例(昭和31年北海道条例第79号)の一部を次のように改正する。

第5条中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

第12条第1項中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加え、「教頭、」を削り、同条第3項を削る。

第14条第1項中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

(公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正)

第7条 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例(昭和46年北海道条例第61号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加え、「又は」を「及び」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

説 明

学校教育法の改正に鑑み、道が給与を負担する市町村立学校の学校職員に義務教育学校の学校職員を加える等の措置を講ずることとし、併せて規定の整備を行うため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 77 号 北海道立学校条例の一部を改正する条例案

北海道立学校条例の一部を改正する条例

北海道立学校条例（昭和39年北海道条例第41号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第4号中「2,060円」を「2,670円」に改める。

別表第3中「1,480円」を「2,070円」に、「2,060円」を「2,670円」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

説 明

道立高等学校等の寄宿舍使用料の額を改定することとするため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 78 号 北海道立青少年体験活動支援施設条例の一部を改正する条例案

北海道立青少年体験活動支援施設条例の一部を改正する条例

北海道立青少年体験活動支援施設条例（昭和48年北海道条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表1の項中「100円」を「150円」に、「150円」を「230円」に改め、同表2の項中「100円」を「150円」に、「300円」を「450円」に改め、同表3の項中「100円」を「150円」に、「460円」を「690円」に改め、同表4の項中「200円」を「300円」に、「1,100円」を「1,540円」に改め、同表5の項中「410円」を「620円」に、「2,200円」を「2,860円」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

説 明

道立青少年体験活動支援施設の利用料金の上限額を改定することとするため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 79 号 北海道教育委員会の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案

北海道教育委員会の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
北海道教育委員会の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第123号）の一部を次のように改正する。

別表4の項中「トまで及びリ」を「リまで及びル」に改め、「現状変更等が一の町の区域」の次に「(法第115条第1項に規定する管理団体が道である史跡名勝天然記念物の管理のための計画を北海道教育委員会が定めている区域を除く。以下この項において同じ。)」を加え、「同号チ」を「同号ヌ」に、「同号ヌ」を「同号ヲ」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

説 明

市町村への権限移譲の推進を図るよう、教育委員会の権限に属する文化財保護法に基づく事務の一部を町が処理することとし、併せて規定の整備を行うため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 80 号 北海道立美術館条例の一部を改正する条例案

北海道立美術館条例の一部を改正する条例

北海道立美術館条例（昭和42年北海道条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2の事項の表1の項中「100円」を「150円」に、「70円」を「110円」に改め、同表2の項中「170円」を「260円」に、「140円」を「210円」に改める。

別表第3の1の事項中「76,810円」を「92,170円」に、「2,060円」を「2,680円」に、「2,750円」を「3,580円」に、「3,940円」を「5,120円」に、「9,470円」を「12,310円」に、「11,830円」を「14,200円」に、「19,680円」を「23,620円」に、「4,730円」を「6,150円」に、「6,300円」を「8,190円」に、「9,940円」を「12,920円」に、「3,680円」を「4,780円」に、「4,910円」を「6,380円」に、「7,270円」を「9,450円」に改め、同表の2の事項中「70,900円」を「85,080円」に、「8,240円」を「10,710円」に、「10,620円」を「12,740円」に、「16,160円」を「19,390円」に改め、同表の3の事項中「35,450円」を「42,540円」に、「8,240円」を「10,710円」に、「10,620円」を「12,740円」に、「16,160円」を「19,390円」に改め、同表備考2の事項中「70,900円」を「85,080円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に利用の承認の申請がされた同日以後の北海道立美術館の使用に係る使用料の額については、なお従前の例による。

説 明

道立美術館の観覧料及び使用料の額を改定することとするため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 81 号 北海道立博物館条例の一部を改正する条例案

北海道立博物館条例の一部を改正する条例

北海道立博物館条例（平成2年北海道条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2の事項中「70,900円」を「85,080円」に、「9,470円」を「12,310円」に、「11,830円」を「14,200円」に、「18,170円」を「21,800円」に改め、同表の3の事項中「70,900円」を「85,080円」に、「9,470円」を「12,310円」に、「11,830円」を「14,200円」に、「24,250円」を「29,100円」に、「8,240円」を「10,710円」に、「10,620円」を「12,740円」に、「21,420円」を「25,700円」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

説 明

道立文学館及び道立釧路芸術館の利用料金の上限額を改定することとするため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 82 号 北海道学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

北海道学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

北海道学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第78号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「ものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、人事委員会規則で定める」を削り、同条に次の1項を加える。

4 前項の規定による分類の基準となるべき職務の内容は、別表第3のとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務で人事委員会規則で定めるものは、それぞれ人事委員会規則で定める職務の級に分類されるものとする。

第6条第1項中「第5条第3項」を「前条第4項」に改め、「人事委員会規則で定める」を削る。

第19条の4第1項中「対し、」の次に「その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び」を加え、「その者の勤務成績」を「勤務の状況」に改める。

第20条第5項中「別表第3」を「別表第4」に改める。

附則第5項中「給料の」を「給与の」に改め、「定め」の次に「及び同条例別表第5エの医療職給料表(1)等級別基準職務表からカの医療職給料表(3)等級別基準職務表までの定めと同一の等級別基準職務表の定め」を加える。

附則に次の2項を加える。

42 次の各号に掲げる学校職員の給料月額、平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に限り、第5条及び第6条（第2項、第3項、第5項、第6項及び第10項）にあっては、育児休業条例第15条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）並びに附則第5項及び第27項の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額、当該各号に掲げる学校職員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、手当の額及び第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料月額、第9条に規定する給料の調整額に係る給料月額並びに附則第27項の規定により給与から減ずる額及び附則第30項に規定する勤務1時間当たりの給

与額の算出の基礎となる給料月額は、第5条及び第6条並びに附則第5項の規定により定められる額とする。

- (1) 教育委員会規則で定める管理職員及び当該管理職員との権衡上必要があると認められるものとして教育委員会が別に定める学校職員 100分の93
- (2) 前号の教育委員会規則で定める管理職員以外の管理職員及び当該管理職員との権衡上必要があると認められるものとして教育委員会が別に定める学校職員 100分の97

43 管理職手当の月額は、平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に限り、第10条の3第2項の規定にかかわらず、同項の規定により定められる額に100分の90（教育委員会規則で定める管理職員にあっては、100分の92）を乗じて得た額とする。ただし、地域手当の月額の算出の基礎となる管理職手当の月額は、同項の規定により定められる額とする。

別表第3を別表第4とし、別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3（第5条関係）

ア 行政職給料表等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	定型的な業務を行う職務
2級	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
3級	主任主事の職務
4級	1 事務主任の職務 2 専門主任主事の職務
5級	特に困難な業務を処理する事務主任の職務
6級	事務長の職務
7級	特に困難な業務を処理する事務長の職務

イ 教育職給料表(1)等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	1 高等学校又は中等教育学校の助教諭、養護助教諭又は実習助手の職務 2 特別支援学校の助教諭、養護助教諭、実習助手又は寄宿舍指導員の職務

	務
2 級	1 高等学校又は中等教育学校の教諭、養護教諭又は指導実習助手の職務 2 特別支援学校の教諭、養護教諭、栄養教諭、指導実習助手又は専門寄宿舎指導員の職務
特 2 級	主幹教諭の職務
3 級	副校長又は教頭の職務
4 級	校長の職務

ウ 教育職給料表(2)等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	助教諭の職務
2 級	教諭の職務

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第19条の4第1項の改正規定 平成29年6月1日
 - (2) 附則別表（アの行政職給料表等級別基準職務表の専門主任主事に係る部分に限る。）の規定 平成30年4月1日
 - (3) 附則第4項から第6項までの規定 平成31年4月1日
(行政職給料表等級別基準職務表等に関する経過措置)
- 2 この条例の施行の日から平成31年3月31日までの間における職務の級の分類の基準となるべき職務の内容は、この条例による改正後の北海道学校職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）第5条第4項の規定にかかわらず、附則別表のとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務で人事委員会規則で定めるものは、それぞれ人事委員会規則で定める職務の級に分類されるものとする。
- 3 前項に定めるもののほか、同項に規定する期間における改正後の給与条例附則第5項に規定する学校職員の職務の級の分類の基準となるべき職務の内容

は、改正後の給与条例第5条第4項及び附則第5項の規定にかかわらず、北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成28年北海道条例第

号）附則別表エの医療職給料表(1)等級別基準職務表からカの医療職給料表(3)等級別基準職務表までのとおりとし、これらの等級別基準職務表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務で人事委員会規則で定めるものは、それぞれ人事委員会規則で定める職務の級に分類されるものとする。

（職務の級に関する経過措置）

4 平成31年4月1日（以下「新基準適用日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける学校職員で、新基準適用日においてその者が属する職務の級が新基準適用日の前日において属していた職務の級（以下この項において「旧級」という。）より下位の職務の級となるものは、新基準適用日後最初に旧級又は旧級より上位の職務の級に分類される職務を行うこととなる日の前日までの間、改正後の給与条例第5条第4項及び附則第5項の規定にかかわらず、旧級に属するものとする。ただし、新基準適用日以後に北海道職員等の分限に関する条例（昭和27年北海道条例第60号。以下「分限条例」という。）第1条の4の規定により降格された学校職員その他の教育委員会により職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更された学校職員については、当該変更の日以後においては、この限りでない。

5 新基準適用日の前日から引き続き給料表の適用を受ける学校職員のうち、新基準適用日以後において給料表の適用を異にする異動（以下この項において「給料表異動」という。）をした学校職員で、当該給料表異動後の職務の級が新基準適用日の前日に給料表異動をしたものとした場合に属することとなる職務の級（以下この項において「給料表異動みなし級」という。）より下位の職務の級となるもの（新基準適用日から給料表異動の日の前日までの間に前項ただし書に規定する学校職員に該当することとなった者を除く。）は、給料表異動の日後最初に給料表異動みなし級又は給料表異動みなし級より上位の職務の級に分類される職務を行うこととなる日の前日までの間、改正後の給与条例第5条第4項及び附則第5項の規定にかかわらず、給料表異動みなし級に属するものとする。ただし、給料表異動の日以後に分限条例第1条の4の規定により降格された学校職員その他の教育委員会により職務の級を同一の給料表の下位

の職務の級に変更された学校職員については、当該変更の日以後においては、この限りでない。

6 新基準適用日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった学校職員のうち、次に掲げる者から公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第1項の規定による採用その他教育委員会の定める採用により引き続いて学校職員となった者で、新たに給料表の適用を受けることとなった日（以下この項において「給料表適用日」という。）においてその者が属する職務の級が新基準適用日の前日に新たに給料表の適用を受けたものとした場合に属することとなる職務の級（以下この項において「特定採用みなし級」という。）より下位の職務の級となるもの（新基準適用日から給料表適用日の前日までの間に附則第4項ただし書に規定する学校職員に準ずる給与上の取扱いを受けた者を除く。）は、給料表適用日後最初に特定採用みなし級又は特定採用みなし級より上位の職務の級に分類される職務を行うこととなる日の前日までの間、改正後の給与条例第5条第4項及び附則第5項の規定にかかわらず、特定採用みなし級に属するものとする。ただし、給料表適用日以後に分限条例第1条の4の規定により降格された学校職員その他の教育委員会により職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更された学校職員については、当該変更の日以後においては、この限りでない。

- (1) 給料表の適用を受けない学校職員
- (2) 学校職員以外の地方公務員
- (3) 国家公務員
- (4) 沖縄振興開発金融公庫に勤務する者
- (5) 前各号に掲げる者以外の者で、法令の規定に基づき道にその業務が移管される機関に勤務するもの
- (6) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じたことにより退職した者であって当該退職の日から1年を経過しないもの
- (7) 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第10条第2項に規定する退職派遣者
- (8) 前各号に掲げる者に準ずる者として教育委員会規則で定める者（教育委員会規則への委任）

7 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(北海道学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

8 北海道学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年北海道条例第47号)の一部を次のように改正する。

附則第8項中「第35項(給与条例附則第38項及び第40項の規定により読み替えて適用する場合を含む。附則第11項において同じ。)」を「第42項」に改める。

附則第11項中「附則第35項の」を「附則第42項の」に、「附則第35項本文」を「附則第42項本文」に改める。

附則第12項中「及び附則第2項」を削り、「同条第1項中「給料月額」とあるのは」を「同項中「給料月額」とあるのは、」に改め、「。以下「平成27年改正条例」という。」、「。以下「平成18年改正条例」という。」及び「、特別措置条例附則第2項中「給料月額」とあるのは「給料月額(平成27年改正条例附則第3項から第5項までの規定による給料を支給される学校職員にあっては、給料月額とこれらの規定による給料の額との合計額)及び平成18年改正条例附則第8項から第10項までの規定による給料の額」と、「給与条例附則第35項」とあるのは「平成18年改正条例附則第11項(市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年北海道条例第48号)附則第2項において準用する場合を含む。)において読み替えられた給与条例附則第35項」と」を削る。

(北海道学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

9 北海道学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成27年北海道条例第30号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「又は第35項」を「、第35項又は第42項」に改める。

附則第6項中「附則第35項の」を「附則第42項の」に、「附則第35項本文」を「附則第42項本文」に改める。

附則第7項中「及び附則第2項」を削り、「同条第1項中「給料月額」とあるのは」を「同項中「給料月額」とあるのは、」に改め、「。以下「平成27年改正条例」という。」及び「、特別措置条例附則第2項中「給料月額」とあるのは「給料月額及び平成27年改正条例附則第3項から第5項までの規定による

給料の額」と、「給与条例附則第35項」とあるのは「平成27年改正条例附則第6項（市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成27年北海道条例第31号）附則第2項において準用する場合を含む。）において読み替えられた給与条例附則第35項」とを削る。

（北海道職員等の退職手当に関する条例の一部改正）

- 10 北海道職員等の退職手当に関する条例（昭和28年北海道条例第149号）の一部を次のように改正する。

附則第35項中「附則第35項（同条例附則第38項及び第40項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を「附則第42項」に改める。

（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正）

- 11 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年北海道条例第61号）の一部を次のように改正する。

附則第2項を削り、附則第1項の項番号を削る。

附則別表（附則第2項関係）

ア 行政職給料表等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	定型的な業務を行う職務
2級	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
3級	1 事務主任の職務 2 主任主事の職務
4級	1 困難な業務を処理する事務主任の職務 2 専門主任主事又は特に困難な業務を処理する主任主事の職務
5級	1 事務長の職務 2 特に困難な業務を処理する事務主任の職務
6級	困難な業務を処理する事務長の職務
7級	特に困難な業務を処理する事務長の職務

イ 教育職給料表(1)等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	1 高等学校又は中等教育学校の助教諭、養護助教諭又は実習助手の職務 2 特別支援学校の助教諭、養護助教諭、実習助手又は寄宿舍指導員の職務
2 級	1 高等学校又は中等教育学校の教諭、養護教諭又は指導実習助手の職務 2 特別支援学校の教諭、養護教諭、栄養教諭、指導実習助手又は専門寄宿舍指導員の職務
特 2 級	主幹教諭の職務
3 級	副校長又は教頭の職務
4 級	校長の職務

ウ 教育職給料表(2)等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	助教諭の職務
2 級	教諭の職務

説 明

厳しい財政状況及び地方公務員法の改正に鑑み、管理職員である北海道学校職員の給料及び管理職手当を減額するとともに、学校職員の職務を給料表の各等級に分類するための等級別基準職務表を定める等の措置を講ずることとするため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 83 号 市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第79号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項を次のように改める。

給料表は、中学校、義務教育学校及び小学校の教育職員については別表第1の教育職給料表とし、次の表の左欄に掲げる学校職員については当該中欄に掲げる給料表を準用するものとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによるものとし、また、学校職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを当該給料表に定める職務の級に分類し、その分類の基準となるべき職務の内容は、中学校、義務教育学校及び小学校の教育職員については別表第2の教育職給料表等級別基準職務表のとおりとし、次の表の左欄に掲げる学校職員については当該右欄に掲げる等級別基準職務表のとおりとし、これらの等級別基準職務表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務で人事委員会規則で定めるものは、それぞれ人事委員会規則で定める職務の級に分類されるものとする。

1 学校栄養職員	北海道学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第78号。以下「給与条例」という。）附則第5項において定めのあることとされる医療職給料表	別表第3アの医療職給料表等級別基準職務表
2 事務職員	給与条例別表第1の行政職給料表	別表第3イの行政職給料表等級別基準職務表
3 高等学校及び特別支援学校の教育職員	給与条例別表第2アの教育職給料表(1)	別表第3ウの教育職給料表(1)等級別基準職務表

4 中等教育学校の教育職員	給与条例別表第2アの教育職給料表(1)及びイの教育職給料表(2)	別表第3ウの教育職給料表(1)等級別基準職務表及びエの教育職給料表(2)等級別基準職務表
---------------	----------------------------------	--

別表を別表第1とし、同表の次に次の2表を加える。

別表第2 (第2条関係)

教育職給料表等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	助教諭又は養護助教諭の職務
2級	教諭、養護教諭又は栄養教諭の職務
特2級	主幹教諭の職務
3級	副校長又は教頭の職務
4級	校長の職務

別表第3 (第2条関係)

ア 医療職給料表等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	学校栄養職員の職務
2級	特に困難な業務を行う学校栄養職員の職務
3級	専門員の職務
4級	特に困難な業務を処理する専門員の職務
5級	指導専門員の職務

イ 行政職給料表等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	定型的な業務を行う職務
2級	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
3級	1 中等教育学校、中学校、義務教育学校、小学校又は特別支援学校の事務主任の職務

	2 特別支援学校の主任主事の職務
4 級	1 中等教育学校、中学校、義務教育学校、小学校又は特別支援学校の専門事務主任の職務 2 特別支援学校の専門主任主事の職務
5 級	中学校、義務教育学校又は小学校の事務主幹の職務
6 級	1 特に困難な業務を処理する中学校、義務教育学校又は小学校の事務主幹の職務 2 特別支援学校の事務長の職務

ウ 教育職給料表(1)等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	1 高等学校又は中等教育学校の助教諭、養護助教諭又は実習助手の職務 2 特別支援学校の助教諭、養護助教諭、実習助手又は寄宿舍指導員の職務
2 級	1 高等学校又は中等教育学校の教諭、養護教諭又は指導実習助手の職務 2 特別支援学校の教諭、養護教諭、栄養教諭、指導実習助手又は専門寄宿舍指導員の職務
特2 級	主幹教諭の職務
3 級	副校長又は教頭の職務
4 級	校長の職務

エ 教育職給料表(2)等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	助教諭の職務
2 級	教諭の職務

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、附則別表第2（アの医療職給料表等級別基準職務表の指導専門員並びにイの行政職給料表等級別基

準職務表の専門事務主任及び専門主任主事に係る部分に限る。)の規定は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日から平成31年3月31日までの間における職務の級の分類の基準となるべき職務の内容は、この条例による改正後の市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例第2条第1項の規定にかかわらず、附則別表第1及び附則別表第2のとおりとし、これらの表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務で人事委員会規則で定めるものは、それぞれ人事委員会規則で定める職務の級に分類されるものとする。
- 3 前項に規定するもののほか、この条例の施行に伴う経過措置については、北海道学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成28年北海道条例第 号）附則第4項から第7項までの規定を準用する。

附則別表第1（附則第2項関係）

教育職給料表等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	助教諭又は養護助教諭の職務
2級	教諭、養護教諭又は栄養教諭の職務
特2級	主幹教諭の職務
3級	副校長又は教頭の職務
4級	校長の職務

附則別表第2（附則第2項関係）

ア 医療職給料表等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	学校栄養職員の職務
2級	特に困難な業務を行う学校栄養職員の職務
3級	専門員の職務
4級	特に困難な業務を処理する専門員の職務
5級	指導専門員又は極めて困難な業務を処理する専門員の職務

イ 行政職給料表等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	定型的な業務を行う職務
2級	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
3級	1 中等教育学校、中学校、義務教育学校、小学校又は特別支援学校の事務主任の職務 2 特別支援学校の主任主事の職務
4級	1 中等教育学校、中学校、義務教育学校、小学校若しくは特別支援学校の専門事務主任又は困難な業務を処理する中等教育学校、中学校、義務教育学校、小学校若しくは特別支援学校の事務主任の職務 2 特別支援学校の専門主任主事又は特に困難な業務を処理する特別支援学校の主任主事の職務
5級	1 中学校、義務教育学校又は小学校の事務主幹の職務 2 特別支援学校の事務長の職務
6級	1 特に困難な業務を処理する中学校、義務教育学校又は小学校の事務主幹の職務 2 困難な業務を処理する特別支援学校の事務長の職務

ウ 教育職給料表(1)等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	1 高等学校又は中等教育学校の助教諭、養護助教諭又は実習助手の職務 2 特別支援学校の助教諭、養護助教諭、実習助手又は寄宿舎指導員の職務
2級	1 高等学校又は中等教育学校の教諭、養護教諭又は指導実習助手の職務 2 特別支援学校の教諭、養護教諭、栄養教諭、指導実習助手又は専門寄宿舎指導員の職務
特2級	主幹教諭の職務
3級	副校長又は教頭の職務
4級	校長の職務

エ 教育職給料表(2)等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	助教諭の職務
2 級	教諭の職務

説 明

地方公務員法の改正に鑑み、市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の職務を給料表の各等級に分類するための等級別基準職務表を定めることとするため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 84 号 北海道地方警察職員の定員に関する条例の一部を 改正する条例案

北海道地方警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例

北海道地方警察職員の定員に関する条例（昭和29年北海道条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中「464人」を「466人」に、「805人」を「808人」に、「5,943人」を「5,963人」に、「3,106人」を「3,116人」に、「10,318人」を「10,353人」に、「11,589人」を「11,624人」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

説 明

地方警察職員である警察官の定員及び階級別定員を改定することとするため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 85 号 北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

北海道地方警察職員の給与に関する条例（昭和29年北海道条例第34号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「ものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、人事委員会規則で定める」を削り、同条に次の1項を加える。

4 前項の規定による分類の基準となるべき職務の内容は、別表第6のとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務で人事委員会規則で定めるものは、それぞれ人事委員会規則で定める職務の級に分類されるものとする。

第6条第1項中「前条第3項」を「前条第4項」に改め、「人事委員会規則で定める」を削り、同条第4項中「同日前」の次に「において人事委員会規則で定める日以前」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が地方公務員法第29条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして人事委員会規則で定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。

第22条の4第1項中「対し、」の次に「その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び」を加え、「その者の勤務成績」を「勤務の状況」に改める。

第23条第5項中「別表第6」を「別表第7」に改める。

附則に次の4項を加える。

43 次の各号に掲げる職員の給料月額は、平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に限り、第5条及び第6条（第2項、第3項、第5項、第6項及び第10項にあっては、育児休業条例第15条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）並びに附則第28項及び第45項の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額に、当該各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、手当の額及び第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料月

額、第9条に規定する給料の調整額に係る給料月額並びに附則第28項の規定により給与から減ずる額及び附則第31項に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料月額は、第5条及び第6条並びに附則第45項の規定により定められる額とする。

(1) 規則で定める管理職員及び当該管理職員との権衡上必要があると認められるものとして任命権者が別に定める職員 100分の93

(2) 前号の規則で定める管理職員以外の管理職員及び当該管理職員との権衡上必要があると認められるものとして任命権者が別に定める職員 100分の97

44 管理職手当の月額は、平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に限り、第19条の2第2項の規定にかかわらず、同項の規定により定められる額に100分の90（規則で定める管理職員にあっては、100分の92）を乗じて得た額とする。ただし、地域手当の月額の算出の基礎となる管理職手当の月額は、同項の規定により定められる額とする。

45 当分の間、医師である技術職員の給与の支給に関しては、北海道職員の給与に関する条例別表第4アの医療職給料表(1)と同一の給料表の定め及び同条例別表第5エの医療職給料表(1)等級別基準職務表と同一の等級別基準職務表の定めがあるものとして、この条例の規定を適用するものとする。

46 前項に規定する職員の初任給調整手当及び地域手当の支給に関しては、同項に規定する医療職給料表(1)の適用を受ける北海道職員の例による。

別表第6を別表第7とし、別表第5の次に次の1表を加える。

別表第6（第5条関係）

ア 公安職給料表等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	巡査の職務
2級	1 巡査長の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う巡査の職務
3級	1 主任の職務 2 困難な業務を処理する巡査長の職務
4級	1 係長の職務

	2 困難な業務を処理する主任の職務
5 級	困難な業務を処理する係長の職務
6 級	1 本部の課長補佐の職務 2 警察署の課長の職務
7 級	1 本部の調査官又は困難な業務を処理する本部の課長補佐の職務 2 警察署の副署長又は困難な業務を処理する警察署の課長の職務
8 級	1 本部の課長の職務 2 警察署の長又は困難な業務を処理する警察署の副署長の職務
9 級	1 本部の参事官又は困難な業務を処理する本部の課長の職務 2 困難な業務を処理する警察署の長の職務

備考 この表において「本部」とは、北海道警察本部及び方面本部をいう。この行政職給料表等級別基準職務表において同じ。

イ 行政職給料表等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	定型的な業務を行う職務
2 級	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
3 級	主任の職務
4 級	1 係長の職務 2 専門主任の職務
5 級	1 本部の課長補佐の職務 2 警察署の課長の職務
6 級	1 本部の調査官又は困難な業務を処理する本部の課長補佐の職務 2 困難な業務を処理する警察署の課長の職務
7 級	本部の課長の職務
8 級	特に困難な業務を処理する本部の課長の職務
9 級	本部の参事官の職務

ウ 海事職給料表等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	定型的な業務を行う船員の職務
2 級	相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う船員の職務
3 級	一等機関士の職務
4 級	船長又は機関長の職務

エ 研究職給料表等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	上級の研究職員の指揮監督の下に補助的研究を行う研究職員の職務
2 級	1 相当高度の知識経験に基づき困難な研究を独立して、又は指導して行う研究職員の職務 2 相当高度の知識経験に基づき独立して、又は上級の研究職員の概括的な指導の下に研究を行う研究職員の職務
3 級	1 科学捜査研究所の科長の職務 2 高度の知識経験に基づき困難な研究を独立して行う研究職員の職務
4 級	科学捜査研究所の主任研究官の職務
5 級	科学捜査研究所の長の職務

オ 医療職給料表等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
2 級	保健師の職務
3 級	1 主任の職務 2 特に困難な業務を行う保健師の職務
4 級	特に困難な業務を処理する主任の職務
5 級	係長の職務
6 級	北海道警察本部の課長補佐の職務

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規

定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則別表（イの行政職給料表等級別基準職務表の専門主任に係る部分に限る。）の規定 平成29年4月1日

(2) 附則第4項から第6項までの規定 平成31年4月1日

（公安職給料表等級別基準職務表等に関する経過措置）

2 この条例の施行の日から平成31年3月31日までの間における職務の級の分類の基準となるべき職務の内容は、この条例による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）第5条第4項の規定にかかわらず、附則別表のとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務で人事委員会規則で定めるものは、それぞれ人事委員会規則で定める職務の級に分類されるものとする。

3 前項に定めるもののほか、同項に規定する期間における改正後の給与条例附則第45項に規定する職員の職務の級の分類の基準となるべき職務の内容は、改正後の給与条例第5条第4項及び附則第45項の規定にかかわらず、北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成28年北海道条例第 号）附則別表エの医療職給料表(1)等級別基準職務表のとおりとし、当該等級別基準職務表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務で人事委員会規則で定めるものは、それぞれ人事委員会規則で定める職務の級に分類されるものとする。

（職務の級に関する経過措置）

4 平成31年4月1日（以下「新基準適用日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、新基準適用日においてその者が属する職務の級が新基準適用日の前日において属していた職務の級（以下この項において「旧級」という。）より下位の職務の級となるものは、新基準適用日後最初に旧級又は旧級より上位の職務の級に分類される職務を行うこととなる日の前日までの間、改正後の給与条例第5条第4項及び附則第45項の規定にかかわらず、旧級に属するものとする。ただし、新基準適用日以後に北海道職員等の分限に関する条例（昭和27年北海道条例第60号。以下「分限条例」という。）第1条の4の規定により降格された職員その他の任命権者により職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更された職員については、当該変更の日以後に

おいては、この限りでない。

- 5 新基準適用日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、新基準適用日以後において給料表の適用を異にする異動（以下この項において「給料表異動」という。）をした職員で、当該給料表異動後の職務の級が新基準適用日の前日に給料表異動をしたものとした場合に属することとなる職務の級（以下この項において「給料表異動みなし級」という。）より下位の職務の級となるもの（新基準適用日から給料表異動の日の前日までの間に前項ただし書に規定する職員に該当することとなった者を除く。）は、給料表異動の日後最初に給料表異動みなし級又は給料表異動みなし級より上位の職務の級に分類される職務を行うこととなる日の前日までの間、改正後の給与条例第5条第4項及び附則第45項の規定にかかわらず、給料表異動みなし級に属するものとする。ただし、給料表異動の日以後に分限条例第1条の4の規定により降格された職員その他の任命権者により職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更された職員については、当該変更の日以後においては、この限りでない。
- 6 新基準適用日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員のうち、次に掲げる者から公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第1項の規定による採用その他任命権者の定める採用により引き続き職員となった者で、新たに給料表の適用を受けることとなった日（以下この項において「給料表適用日」という。）においてその者が属する職務の級が新基準適用日の前日に新たに給料表の適用を受けたものとした場合に属することとなる職務の級（以下この項において「特定採用みなし級」という。）より下位の職務の級となるもの（新基準適用日から給料表適用日の前日までの間に附則第4項ただし書に規定する職員に準ずる給与上の取扱いを受けた者を除く。）は、給料表適用日後最初に特定採用みなし級又は特定採用みなし級より上位の職務の級に分類される職務を行うこととなる日の前日までの間、改正後の給与条例第5条第4項及び附則第45項の規定にかかわらず、特定採用みなし級に属するものとする。ただし、給料表適用日以後に分限条例第1条の4の規定により降格された職員その他の任命権者により職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更された職員については、当該変更の日以後においては、この限りでない。

- (1) 給料表の適用を受けない職員
 - (2) 職員以外の地方公務員
 - (3) 国家公務員
 - (4) 沖縄振興開発金融公庫に勤務する者
 - (5) 前各号に掲げる者以外の者で、法令の規定に基づき道にその業務が移管される機関に勤務するもの
 - (6) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じたことにより退職した者であって当該退職の日から1年を経過しないもの
 - (7) 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第10条第2項に規定する退職派遣者
 - (8) 前各号に掲げる者に準ずる者として規則で定める者
(昇給に関する経過措置)
- 7 この条例の施行の日後1年間において行われる改正後の給与条例第6条第4項の規定による昇給については、同項中「日以前1年間」とあるのは「期間」と、「同日の」とあるのは「当該期間の末日の」とする。
(規則への委任)
- 8 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
(北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)
- 9 北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年北海道条例第52号)の一部を次のように改正する。
附則第8項中「第36項(給与条例附則第39項及び第41項の規定により読み替えて適用する場合を含む。附則第11項において同じ。)」を「第43項」に改める。
附則第11項中「附則第36項の」を「附則第43項の」に、「附則第36項本文」を「附則第43項本文」に改める。
(北海道地方警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)
- 10 北海道地方警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成27年北海道条例第34号)の一部を次のように改正する。
附則第3項中「又は第36項」を「、第36項又は第43項」に改める。

附則第6項中「附則第36項の」を「附則第43項の」に、「附則第36項本文」を「附則第43項本文」に改める。

(北海道職員等の退職手当に関する条例の一部改正)

11 北海道職員等の退職手当に関する条例（昭和28年北海道条例第149号）の一部を次のように改正する。

附則第35項中「附則第36項（同条例附則第39項及び第41項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を「附則第43項」に改める。

附則別表（附則第2項関係）

ア 公安職給料表等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	巡査の職務
2級	1 巡査長の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う巡査の職務
3級	1 主任の職務 2 困難な業務を処理する巡査長の職務 3 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う巡査の職務
4級	1 係長の職務 2 困難な業務を処理する主任の職務 3 特に困難な業務を処理する巡査長の職務
5級	1 本部の課長補佐の職務 2 警察署の課長の職務 3 困難な業務を処理する係長の職務
6級	1 本部の調査官又は困難な業務を処理する本部の課長補佐の職務 2 警察署の副署長又は困難な業務を処理する警察署の課長の職務
7級	1 困難な業務を処理する本部の調査官又は特に困難な業務を処理する本部の課長補佐の職務 2 困難な業務を処理する警察署の副署長又は特に困難な業務を処理する警察署の課長の職務
8級	1 本部の課長の職務

	2 警察署の長又は特に困難な業務を処理する警察署の副署長の職務
9 級	1 本部の参事官又は困難な業務を処理する本部の課長の職務 2 困難な業務を処理する警察署の長の職務

備考 この表において「本部」とは、北海道警察本部及び方面本部をいう。イの行政職給料表等級別基準職務表において同じ。

イ 行政職給料表等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	定型的な業務を行う職務
2 級	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
3 級	主任の職務
4 級	1 係長の職務 2 専門主任又は特に困難な業務を処理する主任の職務
5 級	1 本部の調査官又は課長補佐の職務 2 警察署の課長の職務 3 特に困難な業務を処理する係長の職務
6 級	1 困難な業務を処理する本部の調査官又は課長補佐の職務 2 困難な業務を処理する警察署の課長の職務
7 級	本部の課長の職務
8 級	本部の参事官又は困難な業務を処理する本部の課長の職務
9 級	困難な業務を処理する本部の参事官の職務

ウ 海事職給料表等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	定型的な業務を行う船員の職務
2 級	相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う船員の職務
3 級	1 船長又は機関長の職務 2 困難な業務を行う船員の職務
4 級	困難な業務を処理する船長又は機関長の職務

エ 研究職給料表等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	上級の研究職員の指揮監督の下に補助的研究を行う研究職員の職務
2 級	1 相当高度の知識経験に基づき困難な研究を独立して、又は指導して行う研究職員の職務 2 相当高度の知識経験に基づき独立して、又は上級の研究職員の概括的な指導の下に研究を行う研究職員の職務
3 級	1 科学捜査研究所の科長の職務 2 高度の知識経験に基づき困難な研究を独立して行う研究職員の職務
4 級	科学捜査研究所の主任研究官又は困難な業務を処理する科学捜査研究所の科長の職務
5 級	科学捜査研究所の長の職務

オ 医療職給料表等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
2 級	保健師の職務
3 級	1 主任の職務 2 特に困難な業務を行う保健師の職務
4 級	1 係長の職務 2 特に困難な業務を処理する主任の職務
5 級	1 北海道警察本部の課長補佐の職務 2 特に困難な業務を処理する係長の職務 3 極めて困難な業務を処理する主任の職務
6 級	困難な業務を処理する北海道警察本部の課長補佐の職務

説 明

厳しい財政状況及び地方公務員法の改正に鑑み、管理職員である北海道地方警察職員の給料及び管理職手当を減額するとともに、職員の職務を給料表の各

等級に分類するための等級別基準職務表を定める等の措置を講ずることとするため、この条例を制定しようとするものである。